

ジェットロ環境社会配慮ガイドライン改定 WG 会合

2013 年度第 2 回（通算第 5 回）

日時：2003 年 6 月 7 日（金）10：00～12：00

場所：ジェットロ本部 6 階 H 会議室

佐々木主幹：

時間を過ぎましたので、始めさせていただきます。

最初に、いつものとおり、事務連絡だけ最初に済ませてしまいます。総務課長の仲條が、今、別の会議の司会をやっていますので、終わり次第、こちらのほうに参加いたします。それから、いつものとおり、議事録は取らせていただくということで、お願いいたします。

それから資料の確認でございますけども、紙としては 6 枚、6 種類お配りしております。議事次第と名簿を除いては、前回の議論のメモが一つ、それから村山先生から出していました案件形成事業というペーパーが一つ、それから修正ガイドラインが一つ、オリジナルのガイドラインが一つということで、4 種類だと思います。

それから、今日の進行でございますけども、Ⅰ部、Ⅱ部につきまして、まだご指摘、修正ございましたので、これを先に済ませてしまっ、Ⅲ部のところを重点的に議論していただければというふうに思います。

村山先生、それじゃあ座長、最初にⅠ部、Ⅱ部のほうの修正から入ってもよろしいですか。

村山座長：

はい。お願いします。

佐々木主幹：

じゃあ、作本さん、Ⅰ部の部分、最初にお願いします。

作本審査役：

Ⅰ部、Ⅱ部につきまして、前回修正があった場所、表現をこのように変えましたということで、ご説明申し上げたいと思います。今、お手持ちのガイドラインのちょっと色の付いてるこちらのほうで。もし旧ガイドラインも参照されたい方は、早めにいくつか並べておいていただいても、よろしいかと思います。右側が緑になってますね。前回、改定をしたということ、本部に確言することをやりましたけども、意見がありましたけど、一応こ

ここでは、表紙にも一応書いてあるんで、本来が、もともとが 2007 年 12 月策定と、そのような文言を残したほうがよろしいんじゃないかというふうに、履歴ですが、そのように考えております。後でこの正確なところは訂正するのを、改訂版というのと、もとの版が何年だったか、ということを入れたいと思います。

本文のほうに入ります。目次のほうは今の段階では、改めて前回より修正はありません。

3 ページになりますが、いわゆる基本理念の 1 の一番下の行になりますが、これについては、コメントのほうに、ちょっと書かせていただいておりますけども、ジェトロの規程があります。これが最も上に立つ法令ということになるんですが、この規程の 2 条 1 項で、「環境社会への影響の回避又は最小化に関する意識を」ということで、線括弧で「役職員その他の関係者の」という、ここを除くかどうかという議論がありましたけども、一応、残すようにしたほうがいいだろうと。役職員の意識を持ち上げるために、残したほうがいいだろうということで、ちょっと表現としてはすっきりしない、規程に対して言っちゃおかしいんですけど、そんなようなところはありますが、一応そのまま全文を、この 2 条 1 項を残すと、書き残すということにいたしました。

次は 4 ページの上から第 3 パラになりますけども、やはりこれもここでご指摘がありましたように、ガイドラインの改定の経緯を、とりわけ今回のガイドラインの改定を、5 年目の見直しを受けたということを書き込んだほうがいいということで、このような文言を入れました。「本ガイドラインは、このような趣旨に基づき、2007 年 12 月に策定され、さらに、2013——これは確定しておりませんが——何月に、同ガイドライン 6 号に基づき、改定されたものである」という、そういうことを入れました。それに伴っての修正なんですけど、その 1、2 行前に、「同規程に基づき」ということがあります。これは前回、私のほうで、このガイドラインの論拠を、根拠を入れておく必要があったものですから、規程に基づいてガイドラインが成り立っているという位置関係を入れたつもりだったんですけども、あくまでこの第 1 パラはガイドラインができるまでの経緯を書いているということで、旧ガイドラインそのまま準拠いたしましたというか、そっくり同じ文書になります。むしろ、この第 2 パラのところで、今回、改定を受けたというふうな説明になっておりますから、これで明らかになりますし、あえてここで、「同規程に基づき」ということを持ち出さなくてもいいということで、申し訳ありませんが、「同規程に基づき」という、このフレーズを削除させていただきました。

ずっと下りてきまして、真ん中ごろでありますけど、2 に「本ガイドラインの目的」というのがあります。ここで第 I 部、第 II 部、第 III 部とありますが、事業面の紹介でありますけども、第 III 部は「案件形成調査事業」とありまして、その次に「等」が入っております。これはどういうことかということ、案件形成事業だけでなく、その他の委託事業も、この「等」で含めて考えるということで、「等」を入れることで、我々が抱えている案件形成事業以外にも、このガイドラインは及ぶというようなことで考えさせていただきました。これも前回、4 月 26 日のこのワーキンググループでご紹介したとおりであります。

次の5ページであります。この上の表現、4の「社会環境と人権への配慮」。これは前にも申し上げましたが、ちょっと文章があんまりはつきりしません。私もこれ、最小限の手直しだけをしておりますので、やはりまだ、この2行は読みづらいというか、文章としてこなれてないという印象をいまだに持っておりますので、さらにちょっとご検討いただくとありがたいと思います。元のそもそもの旧ガイドラインの表現は、「環境社会配慮の実現は、実情に影響を受ける」というような表現の文章で、ちょっと主語、述語だけではないですが、なかなか理解し難いというか、表現がきれいでない文章だったと思います。今でも、私はまだ不十分だと思いますが、皆さん方のご意見を賜って、ぜひ、より良いものに。内容としては、考え方に違いが生じるような部分ではない、と思っております。

次が、5ページの同じ、下から第3パラグラフになりますが、「事業の」というところが黄色いマークを入れてあります。これはどういうことかという、元の旧ガイドラインでは、この中に、先ほどのⅠがどういう事業、第Ⅱ部がどういう事業、第Ⅲ部がどういう事業というようなことを、名称を入れておりました。これは先ほど言いましたように、Ⅰ部は何を、Ⅱ部は何をとという記述が、もうすでにありますので、これは改めてこの事業を、括弧書きを繰り返す必要はないだろうということで、事業名を単に列挙しただけの括弧内を、全部削除させていただくということで。内容的に変化は生じないと思っております。

次の6ページ目。これも前回の4月26日のワーキンググループを受けてでありますけども、一番上のパラグラフで、「5年以内に包括的な検討を行い」。当初、我々のほうの修正は、「その後は10年以内に行う」というような表現でありまして、JICAさんとのを比べてみましたら、その先は書いてないと。必要に応じてやる、というような書きぶりでありましたんで、「その後は、必要に応じて改定を行う」というような他機関の例を参照させていただいて、表現を改めました。「その後は」ということになっております。

次が7番の「用語の定義」。同じ6ページであります。(2)になりますけれども、ここは、貿易・投資促進事業というものは、案件形成の事業も含んでのことなのかどうかという、体系に関わる議論がありました。私ども事務局としては、その他ということで、委託は別の分類にということを考えてんですが、そもそも考えてみますと、ご指摘がありましたように、貿易・投資促進事業という、この法律の、制度・目的の下で委託を受けているということで、そこが食い違うということは、考えられないわけでありまして、貿易・投資促進事業には、経産省からの案計事業を含むものであると。いわゆる法律・目的に沿ったかたちの受託を受けてるんだということで、書きぶりを改めました。そのときに、前にもご指摘ありましたが、「また」だと、ちょっと文章のつなぎ悪いんで、「なお」というかたちで、追記するような表現にさせていただいております。

次の(3)でありますけれども、これは特に、今ここで修正というわけではありません。この(3)の中には、「プロジェクトのシーズ」という言葉が入っておりますんで、おそらく、今日、議論していただける進捗状況とか、事業の熟度、それに係るところだということで、私のほうからマークだけをさせていただいております。

続いては、7 ページ、次のページであります、(7)。これにつきましても、特に字句を修正したわけではありませんけれども、(7) 最後の、1 行目の最後、「次の段階で」という表現があります。これもおそらく熟度との関係で、用語を注意しなきゃいけないことになるかと思えます。取りあえずマークというか、黄色ではありませんけれども、記してみました。

次に行きますと、8 ページですけれども、3 に「企業の環境社会配慮へのジェットロの支援」というところがあります。その (1) で「各種の実践事例」、これについては対応する部分を、今、載せておりませんので、この表現をどうするかということが、まだ宿題として残っていたところです。

次の (2)。これについては、前回のワーキンググループでご指摘受けたんですが、「第三期中期計画」という名称を、ここにあって入れることはないだろうと。また、第四期になったらどうするんだ、というところがあるということで、「第三期中期計画に基づき実施する」という、この冒頭の字句を取りまして、その後半のほうの「日本企業の海外展開支援事業等と環境社会配慮」というようなかたちで、表題を付けさせていただきました。

本文のほうは、前は一つのパラグラフだったんですが、これを 2 つに分けさせていただいて、前半の「ジェットロは」から、ずっと 5、6 行ありまして、「第三期中期計画参照」。これは、中期計画の中で第三期であります、どのような事業をジェットロが行うのかということ、一応、列挙させていただいてるような状態です。なぜこういう書き方をしなきゃいけないかというと、第三期中期計画は、前にも佐々木さんからお話があったかと思うんですけども、これ以外の事業をしちゃいけないというような書き方になってるわけですね。我々の普通の組織の考え方と違いまして、中期計画の中での書きぶりは、指摘する以外の事業は行ってはいけないという、そういう除外する書き方になっておりますので、これはこの段階では、一応、率直に書かざるを得ないということになります。ただ、ここは確か、高梨委員からだったと思うんですけども、ジェットロが何かできないのかと、働きかけ、できないのかというご指摘がありましたので、そこについては事務局の中でちょっといろいろ相談かけまして、次のような書きぶりになりました。第 2 パラになるんですけども、(2) の第 2 パラですけども「これらの海外展開支援事業の実施において、ジェットロは、環境社会上の問題」、ここでは「これ」が 3 回ぐらい繰り返されていることで、ちょっとカットしましたけども、「問題対処にさらに注意を向け、日系企業に対する環境社会配慮面の助言や情報提供を一層強化する」というようなことで、ちょっと修正してみたんですが、皆さん方からのご意見というか、コメントをぜひいただきたいと思えます。

今のところが、I 部、II 部についての修正箇所、以上です。

村山座長：

ありがとうございました。では、何かお気づきの点、ありますでしょうか。

松本委員：

大変細かいことですが、4 ページ目の「本ガイドラインは、このような趣旨に基づき」のところは、「第一部 6」ですよね。「第一の 6」のガイドラインですよね。「同ガイドライン 6 号」というと、何かよくわかんないですけど、同ガイドライン「第一部 6」ですね。

作本審査役：

そうですね。

松本委員：

6 号なんですか。そこもよくわかんなかったんですけど。

作本審査役：

この番号の呼び方は、どうなってるんでしょうね。

松本委員：

通常はかぎ括弧に入れて、「第一部・6」でいいのかなと思ったんですけど。

作本審査役：

「第一部」はあったほうが……。これは「ごう」でよろしいんですね、この呼び方というのは。

佐々木主幹：

全部数字は入れたほうがいいですね。

作本審査役：

そうですね。「第一部」は、取りあえず必要で。

佐々木主幹：

正確に「第一部」から。

柳副委員長：

本当は 6 号とかいっても、号にしてるわけじゃないので、ガイドラインに規程する改定規程とか、なんかそういうようなことのほうが、わかるんじゃないですか。

作本審査役：

具体的に入れる必要ないですか、もう。ガイドライン全体で。

柳副委員長：

どうしても改定されたということを、ガイドラインに基づいてやりたいということを入れて、その根拠を示したいということだったら「改定規程に基づき」とか、そのぐらいでいいんじゃないですか。「号」はちょっとおかしいと思うんですけど。

作本審査役：

「号」ははっきり呼び方、指定してないということに。

じゃあ、「同ガイドラインに基づき」でよろしいですか。松本さんからの「第一部」というのを削除させていただいて。何か良い表現があれば。

柳副委員長：

「規程に基づき」のほうがいいんじゃないんですか。それは根拠があるわけでしょう。根拠を言いたいわけですよ、6号の。

作本審査役：

ただ、規程には「5年ごとの見直し」が書いてある……。

柳副委員長：

いやいや、この規定ですよ。

作本審査役：

普通、定めるものですか。

柳副委員長：

そうそう。

原科委員長：

「てい」の字が。

作本審査役：

「同ガイドラインの規程」で読んでよろしいんですね。

松本委員：

その場合、「定める」なんですよ。その前の「きてい」は。

柳副委員長：

そうです。

原科委員長：

じゃあ、「規定」と書く？ 6号じゃなくて。

作本審査役：

一般的な意味で「きてい」と読んだだけですね。ガイドラインは規定に値するんですよね、一応ね。

松本委員：

ガイドラインの「きてい」というのは、その中に定めて言うことを指す場合は、定める。

作本審査役：

そういうものの意味合いでの規定ですよ、具体的な。定めることは、わかっていますけど。

松本委員：

「程」になると、ガイドライン全体を指してしまう。

作本審査役：

わかりました。

村山座長：

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。ちょっと第Ⅲ部を議論しないと確定できないところがあるんですが、とりあえず第Ⅱ部までは、一通り整理したということによろしいですね。

高梨委員：

ちょっと。6ページのところの「ジェットロ案件形成」というところがあるんですけども、これをつくったときは、一般にジェットロ案件調査というのは、当時、一般論として使われてたんですよ。とりあえずですけど。だから、これを「ジェットロ案件調査」と括弧して、通称言われてるこれは、経産省からの委託調査ですよというふうに言われてたんですけども、現在はこういうふうに、むしろ呼べない状況なんですね。だから、ちょっとこれを括弧で「ジェットロ案件形成調査」と今言うのは、我々からするとちょっと違和感があって、せいぜいやるとしたら、前のジェットロの前の括弧じゃなくて、ジェットロの後の案件形成調査のほうの括弧。

作本審査役：

すいません、箇所、場所は。

高梨委員：

6 ページの真ん中。

原科委員長：

「ジェットロ案件形成調査」という表現は、適当じゃないということですか、今は。

高梨委員：

特に括弧で閉じてるからね。今はそういう時代じゃないような気がして。むしろここでは、ジェットロさんがやる案件形成調査というのは、もっぱら経産省からの受託調査だと思いますので、そういう意味では、括弧は案件形成調査のほうだけでいいんじゃないかなと。

原科委員長：

「ジェットロ」と付けないほうがいいと？

高梨委員：

ええ。今じゃ、ジェットロ案件形成調査というのは……。

原科委員長：

固有名詞的な扱いじゃないということ？

高梨委員：

ええ。もう、そういう時代。

松本委員：

この文章の規程は、案件形成調査というのを一般的に定義して、経産省から受託したものはジェットロ案件形成調査という二段構えですよ。その必要性があるかどうかですよ。

原科委員長：

後半、削除してもいいかもしれないね。

松本委員：

つまり、経産省からの受託と、一般論としての案件形成調査の 2 つを定義する必要がある

のか、一つだけでよければ、案件形成調査だけでいいということになりますよね。

村山座長：

多分、ここは第Ⅲ部に絡んでいて、一緒に議論したほうがいいかもしれませんが、むしろこの前の点までのシーズを発掘するために行う調査というのが、実態と合っていない気がするのです。

作本審査役：

この全文、後で見直しということで、おっしゃるとおりの。確かに二段構えという考え方。

村山座長：

案件形成調査を経産省からの受託……。でも、ここで定義しておけば、第Ⅲ部で言う必要なくなるんですよ。ちょっと一緒に議論しますか。

柳副委員長：

すいません。それから 5 ページ目の 4 の社会環境と人権への配慮で、先ほど作本さんが言われた「影響を受けやすい」とすると、文章が続いて読みやすくなるかということ、そうでもなくて、これは「環境社会配慮の実現にあたっては、実情による影響を受けることがある」とか、そういうようなかたちにしたほうがいいんじゃないですか。

原科委員長：

「実現にあたっては、受けやすくなる」。

柳副委員長：

「受けやすい」じゃなくて、「受けることがある」と。

作本審査役：

そうですね。全部の場合じゃないですからね。

柳副委員長：

そこでは特別な配慮が求められるという。

原科委員長：

「受けやすい」というと、しばしばという感じがあるけど。

作本審査役：

しばしばですね。すべてにおいてしばしばとなるから、そういう場合もあると。「あたって」のほうがいいですか、「実現にあたって」まで。

原科委員長：

「実現は」でもいいけどね。「実現にあたっては」。

柳副委員長：

「実現は」というのか……。

原科委員長：

「あたって」のほうがいいか。

柳副委員長：

「あたっては」のほうがいいんじゃないですか。

原科委員長：

「実現にあたっては、影響を受けることがある」と。「実現は、影響を受けることがある」、それでも意味は通じるけどね。

作本審査役：

「地域の実情」というんですか、こういうときには。

柳副委員長：

広く取ったんです。あんまり細かくやると、きりがいいから、多分このときは。

原科委員長：

「状況」でもいいか。「実情」というと、ちょっと強い言い方かな。

作本審査役：

何か、生々しいような。テロがあったかなと思っちゃう。

原科委員長：

「実情」というとね。「状況」だ。「地域の状況によって」。その辺は、むしろ作本さん、「実情」という表現から「状況」という、もっと柔らかい表現に。

作本審査役：

あんまり聞かない言葉ですね。週刊誌しか聞かないような。

原科委員長：

じゃあ、「地域の状況」でもいいよね。じゃあ、「状況」にしましょう。

作本審査役：

ありがとうございます。

原科委員長：

じゃあ、「環境社会配慮の実現にあたっては、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の状況による影響を受けることがある」と。

作本審査役：

はい。じゃあ、そういうことで。

高梨委員：

最初、本当は、見たときに、前に社会と制度が書いてあるんですけど、自然環境という言葉が、ここにはなかったんですね。

原科委員長：

これから社会環境は人権への配慮ということだから、そういう表現でいいんじゃないですか、この部分は、ここに関しては。全体的には、おっしゃるようにね。全般的に。

高梨委員：

それから、あと一点。8ページの下のほうの手直しというか黄色のところなんですけど、ここで「これらの海外展開支援事業の実施において」というところで、もっぱら日系企業に対するということで絞ってるんですね。最近ではジェトロさんの事業で言うと、現地の企業に対して、支援をどんどんやってるんですね、専門家を出して。それで、この前もお話しした問題の事例なんかも、本当は現地側がもっとしっかりしなきゃいけなかったところなんです。それを、本来ならば JICA の専門家と一緒にやってるはずなんですけども、結局、十分、向こうを指導できなくて、日本企業だけ連れて行っちゃったけど、問題が起きたときに。だから、ここに「日系企業」があってもいいですけど、「並びに」で「現地」あるいは「地元企業」というふうに入れないと、ジェトロさんの新しい役割という問題で、今まさに、そこが問われてると思うんですね。今まで日本企業だけだったけども、これからは現地のほうも、やっぱり社会環境配慮をなさないと。

作本審査役：

どうなんですか、これは、ジェットロの事業としては、現地の企業の育成というか、その辺り、指導というのは入ってるんですよね、目的に。すいません、自分で聞いちゃいけません。ジェットロの事業目的としては。

佐々木主幹：

入ってるのと、もう一つは例えば、工業団地誘致を支援するなんていう場合は、両方支援してるわけですね。日系企業を呼び込むという支援と、もう一つは現地の、インドならインド側を支援してるわけですから、両方入れたほうが、今、いいと思うんですね、高梨さんのご指摘のとおり。

原科委員長：

なるほど。そうすると、「日本企業の海外展開及び現地企業の支援事業」。「及び現地企業の支援」とやってもいいかな。そのほうが、ジェットロの公共性が出てくるな。

佐々木主幹：

「企業」とするか、現地側。国とか第三セクターの場合もあるんで。

原科委員長：

「現地企業等の支援」か。

佐々木主幹：

そうですね。

村山座長：

という表現でいいですか。

作本審査役：

ちょっと待ってください。日本の環境基本法の中には、「日本の政府は情報を提供することに努める」となってるんですね。それをジェットロは実際仕事やってるから、情報提供を努めるように一歩踏み込むかたちにするのかどうかですね。日本政府は海外に出る、進出する企業に、情報提供と、環境に関してですね、提供することに「努める」という止まりになってたと思うんですが。

高梨委員：

そうですか。

作本審査役：

ODA とはまた使い分けしてますけど。

高梨委員：

それは一般論のあれでしょう。

作本審査役：

一般論ですね。ジェトロでどこまで入るか。

高梨委員：

ここの主語は「海外展開支援事業の実施においては」となってるでしょう。だから、ジェトロさんのやってる個別の、そういう海外展開支援事業をやってるわけで、その中では、当然、両方に配慮するということになる。

原科委員長：

じゃあ、「日本企業の海外展開新事業及び関連する現地支援」みたいな表現のほうがいいのかな。

作本審査役：

「これらの」で、もうすでに日本企業の一行目は入ってますね。ただ、「中小企業を中心とする日本企業の」というのが、「これらの」という言い方だと私は思ってるんですけども。

佐々木主幹：

だから、中小企業を日本が支援するという立場から見た場合ですけども、もう一つ、相手国側を支援するというのも中期計画には明記されてるわけですから、この上の段にある「途上国支援を行っている」ということですから、相手国あるいは相手国の第三セクターあるいは相手国現地企業を支援、手段としては助言と情報提供としても、全くおかしくはないだろうと思うんですけど。

松本委員：

それは大きな項目として、日本企業の海外展開支援事業なんですか。

佐々木主幹：

違いますね。

松本委員：

そうすると、項目自体が違いますよね。

原科委員長：

「等」の中に現地支援が入るかという感じを受けたんですが、今、聞いてて。「日本企業の海外展開支援事業『等』」の中に、現地支援も入るのかなという。

佐々木主幹：

真ん中辺りのパラグラフに「さらにアジア等々の経済連携の強化に向けて云々」というところがありますけど、ここは相手国を支援しましょうねというところなんですね。それから、ちょっと別に区分けを。これは相手国支援をしているという考え方ですね。

村山座長：

それは並列と考えてるんですか。

佐々木主幹：

並列ですね。中期計画でいうと項目があって、その一つが。

村山座長：

並列だとすると、松本さんおっしゃったように、項目の名前自体がおかしくなりますよね。日本企業の支援の一環として、相手国にも協力するんだったら、これでもいいと思うんですけど。

作本審査役：

一般的にはできないんじゃないですか、ジェトロは。自分の事業展開に係るところで、いろいろ情報を提供するということはできるでしょうけど、不特定の相手をつかまえてセミナーを開くのは別でしょうけど、できるんですかね、システムとして。

原科委員長：

そうすると、中を含んでもいい。支援事業の一部だと。海外支援事業の一部としてやるということであれば。そうすると「等」でもいいんだよね。

作本審査役：

あるいは、セミナーやってもらったら、ありがたいと思うんですけどね。商工会議所と具体的にそういう公募や募集で、気を付けなさいというようなセミナーやってくれたら、ありがたいけど。

高梨委員：

だから、やってると思いますよ、ジェットロさんは。

原科委員長：

ただ、見出し、これでいいかな。だから、本文の中を少し変える。

松本委員：

であれば、修文する場所は、さっき原科先生がおっしゃったように、前のほうじゃなくて、その後の「日系企業に対する」のところに「日系企業及び」になりますよね。「及び～～」ですよ。

作本審査役：

「～及び現地企業への」……。

松本委員：

「現地政府・企業」ですか、さっきの話だと。

作本審査役：

現地政府、入れますか。

松本委員：

さっき佐々木さんがおっしゃった話を入れると。

原科委員長：

「現地企業及び政府」か。

松本委員：

「等」は企業だけではないという話でしたから。「現地政府・企業」ぐらいなのかなと。

村山座長：

中期計画で「途上国に」という言葉を使ってますよね。これは国ということですよね。

佐々木主幹：

作本さん、黄色の前のところ。上の段のところ。

作本審査役：

これは抽象的に国で、政府を特に名指しで言ってないかもしれませんよね。

原科委員長：

「途上国にビジネス開発支援等」というのは、「途上国」という意味は、企業も国も入るの？

作本審査役：

計画の解釈方法がわかんないですけども。

原科委員長：

それと、「政府」と書いてないからね。途上国、国だから、包括的なのかね。

作本審査役：

私は実際こういう活動をする事、今、佐々木さんとも話してるところでは、何かジェットロが具体的に情報提供の活動できないかと。新しいところを始めなきゃということ、この数日、話してるんですね。我々もそういう機会を探したいなということはあるんですが。ただ、この表現の中でどこまで具体的に書いちゃっていいのかわかるか、そこは今、わからないところです。

佐々木主幹：

これは前回、高梨さんのほうからご指摘があった、今後は案件形成だけでなく、本体事業のほうでも、本体事業という表現はあれですけども、事業のほうでも力を入れるべきじゃないのという例で、ミャンマーの例でしたかね。工業団地で、ちょっと入居の際にうまくいかなかったんだよということが。

高梨委員：

カンボジアね。

佐々木主幹：

カンボジアですか、ごめんなさい。あつて、それで、そういうふうにしたあれですよ。だから、そこは無視できなくなる要素ですから。

原科委員長：

そしたら、見出しはこのままにしておきまして、それで今の議論、2行目。これには「輸出促進、海外進出・在外日系企業の支援等」の中の「等」をもうちょっと明示的に示して、「等」の代わりに「及び現地企業・政府等の支援が含まれる」という表現にしたらどうですか。

村山座長：

今、ここですか。ここは、ただ、中期計画に入ってます。

原科委員長：

中期計画、そのままでもいいのか。

作本審査役：

ここは引用みたいなものですね、縮めて書いただけの。

原科委員長：

どこにそう書いてあるの。

作本審査役：

第1パラの最後のに。

原科委員長：

参照と書いてあるということは、これをもって。参照ということは……。

作本審査役：

我々が参照したということで、そっくりその字句を並べただけの……。

原科委員長：

これは参照というのは、これを「参照しろ」かと思った。参照したということ？

作本審査役：

参照して、この文章を引っ張ってきたというだけで。

原科委員長：

参照と書くと、「ほかを参照しろ」みたいに。「引用」と書いたら？

作本審査役：

なぜかという、中期計画以外の仕事はやっちゃいけないよというから。

原科委員長：

「計画からの引用」と書いてくれないと、それじゃあ。

作本審査役：

ええ。はい。

原科委員長：

じゃあ、ここ、いじれないの？

作本審査役：

引用ではないんですよ。

原科委員長：

「からの引用」か。

作本審査役：

都合の良いところを、キーワードを。ちょっと笑われちゃいますけど、言葉、並べただけです。

原科委員長：

じゃあ、「抜粋」とか。なんか、そういう「オリジナルは違う」とやってくれないと。

作本審査役：

はい、わかりました。

原科委員長：

抜粋か。「からの抜粋」ね。参照というと、「これ、見なさい」みたいな。「計画を参照しなさい」みたいな。じゃなくて、抜粋か。そうか。じゃあ、その下の 3 行をいじるしかないね。

作本審査役：

3 行で、ジェットロとして少し前向きに。

佐々木主幹：

しかし、そうですね。全文というよりも、都合の良いところだけ取ってるんで。

原科委員長：

むしろ、「ジェットロは」の前にちょっと、「以下引用」と、わかるようにパッと明確化して。

第三期中期計画によれば、これ以下のことは記述されていると。そうやって進めたらどうかね。それを受けて、そこで、これこれ、と書いて。

作本審査役：

この上の 5、6 行、毎回変わるかもわかりませんから、とりあえずはここは、もう当てはめにしておいて。むしろ我々は、この次の 3 行に何か入れられないか、ということを考えてんですが、ここでやはり助言とか、情報提供で、やっぱりぎりぎりかなという感じを持ったんですね。

村山座長：

下から 2 行目の「日系企業に対する」というところに、「日系企業及び現地」……。

作本審査役：

「日系企業及び現地企業」。政府、入れていいもんなんですか、ここに。

原科委員長：

「現地企業・政府」としたら？

作本審査役：

政府に口出す、政府に助言すると。JICA では、もう当たり前なんですけどね、具体的に事業を持っていますから。

佐々木主幹：

助言というのは、どこまで考えるかなんですけどね。

作本審査役：

ジェットロは、そこまで相手の政府に対して言えるというスタンス、ありますか。やってみます？ 担当官を通してでもいいですけど。

村上課長：

今週やったセミナーは、政府関係者も呼んで。

作本審査役：

そういう中に環境のことを言えば。

原科委員長：

「現地企業等」にするか、「・政府」と明示するか。

村山座長：

むしろそれは、ジェットロさんの……。

原科委員長：

だから、「日系企業及び現地企業・政府」か、「及び現地企業等」とするか。どっちがいいですか、ジェットロの感覚として。

作本審査役：

私よりも……。どうなんですか。

村山座長：

我々に聞かれるよりも、むしろ、ジェットロのほうがどうお考えか。

高梨委員：

実際は両方やってるんですよ。

作本審査役：

やってるんですね。だから、間違いにはならないですよ。

原科委員長：

「現地企業・政府」とやったほうが、パブリックなイメージありますよね。

柳副委員長：

ただ、用語的には、「助言」という言葉は、相手国政府に対してはちょっと難しいと。企業に対しては、国内企業はいいんですけど、「支援」とか、そういうような言葉のほうが妥当ですよ。

原科委員長：

じゃあ、文章を変えるか。「さらに」とかね。「現地企業・政府への支援」。

作本審査役：

「支援」だったらば。ただ、一般的、高梨さんの表現で、抽象的な言葉よりも、何か具体的に結びつくような情報提供だとか何か。うちのホームページを改定するとか、いろいろやり方あるかと思うんですけど。

原科委員長：

「さらに現地企業・政府への必要な情報提供を行う」とか、そんな感じ。

作本審査役：

「助言」というのを取っちゃいますか。

原科委員長：

いや、企業には「助言」でいいんでしょう。だから、文章を追加して、「さらに現地企業・政府への情報共有を行う」、「必要な」とか、そんな感じじゃないですか。

村山座長：

もし分けるとすれば、現地企業は前に入れておいていいですよ。

原科委員長：

いや、「助言」に係る単語だと言ってたよ。

村山座長：

現地企業は「助言」でいいですよ。

柳副委員長：

企業はいいですよ。政府に対しては、ちょっと「助言」は……。

作本審査役：

企業は問題ないんだけど、政府は対等の関係かどうかということありますから、「助言」という言葉を容易に使えるのかどうか、わかんないんですが。

原科委員長：

これは「日系企業及び現地企業に対する助言」か。「さらに必要があれば、政府への情報共有」か。そのぐらいでいいか。

高梨委員：

ただやっぱり政府が一文になっちゃうと、JICA さんとのあれが出てくるからね。そこまで一文にしちゃっていいかなというのはね。

原科委員長：

「及び現地企業等」だな。

作本審査役：

「等」でいきますか。

原科委員長：

「日系企業及び現地企業等に対する」ですね、そうしたら。「等」ですね、一応。

作本審査役：

その次も。

原科委員長：

「等」にしておくといいかもしれないよ。NGOにも助言、頼まれたことあるよ。いろんなステークホルダーがいるから、これが何にでるか、わかんないね。

作本審査役：

助言と情報提供、これはだぶるところはないですよ。

原科委員長：

それは和集合と考えると、助言もありますし情報提供もあるし、両方。別に共通項じゃなくても。

作本審査役：

若干重なっても「や」でいいと。あと、「強化」という言葉はどうですか。「一層強化」というのは、私、勝手につくった言葉なんですけども、もとは支援するというような抽象的な言葉だったんですが……。

原科委員長：

これまでやってきたということを言いたい？

作本審査役：

よりも、もっと強めると。表現はどうですか。

柳副委員長：

「促進」。促進する。今までやってきたわけでしょう。

作本審査役：

そこは、抽象的に頭の中に、そういう方向で、ということは持ってたんでしょけど、具体的に、mそれを強めるためのセミナーを開くとか、先ほど。私は今、そっちのほうが必要とされてると思うんですよね。セミナーを開いたり、企業を呼んで、いろいろ講習会をやったりとか。

原科委員長：

だから「強化」という表現でもいいけど、柳先生は「促進」でいいんじゃないかと。「一層促進」でもいいかな。

作本審査役：

「促進」ですね。

原科委員長：

促進って論理でいいよね

作本審査役：

促進のほうが、確かに。「一層促進」って、日本語おかしいですね。「一層」いらないうね。

柳副委員長：

「一層」はいらないうね。

村山座長：

「行う」ぐらいでもいい気がしますけどね。

高梨委員：

ただ、僕なんかからすると、オリジナルどおりに「一層強化する」にしてほしいですね。というのは、今までもやってるんですよ。

原科委員長：

そう。それを言いたいんだよね。だから、「行う」じゃ、だめなんだ。

高梨委員：

結局、現場で一番、これから海外投資とか企業の誘致とかいうことになると、今、中小企業支援というのを、外務省が始めたんですけど。外務省の方わからないんですよ、現地的

には。企業のマッチングなんていうのは。まして、大使館もわかんないんですよ。だから、あの分、予算が今、ODA のあれになってるからいいですけど、僕らからしたら、まさにジェットロさんがやってることを、拡充するほうが、本当は効果があるんですよ。その中では、環境面でしっかりやりなさいよ、というのは、日系企業には言ったらトラブルが起こるから、現地企業や政府のほう、特に工業団地工場なんかには、もうしっかり言っておられるんですよ、個別には。でも、これからさらに中小企業支援なんて、さっきのカンボジアの例じゃないんですけど、もっとジェットロさんも強化しないと。JICA がやろうといたって、そんな専門家、いないんですよ。だから、ジェットロ事務所の人が、さらにやっていくというのは、本当、僕らからすると、「一層強化」したほうがいい。

柳副委員長：

「さらに促進する」。

原科委員長：

じゃあ「さらに促進」か「一層強化」。

柳副委員長：

「一層強化」より、「さらに促進する」と。今までやってるんだったら、さらにもっとね。

作本審査役：

一步前に進むじゃないですけど、「さらに促進する」。

原科委員長：

現場の感覚で、高梨さんのおっしゃったような状況では、「一層強化」でもいいような感じも受けましたけど。

松本委員：

現場の感覚でいうと、「政府」という言葉は、残してほしい気がしますけどね。「企業等」の「等」でごまかされるよりは。もしジェットロに問題がないのならば、「政府」という言葉は、残しておいてほしいなとは思いますがね。

作本審査役：

ジェットロ、そこまで。実際やってることは、もう本当に……。

原科委員長：

「助言や情報提供」だから、「助言や」だから、どっちかだから、助言に係ると考えてもいい

いよね。情報提供は係るけど、助言は向こうが求めてからやるぐらいですね。

松本委員：

ジェットロが気にするなら、やめたほうがいいと思うんですけど、我々の側が政府に配慮することはなくて、「政府」は入ったほうがいいと思って。

原科委員長：

ジェットロ側の判断だな、それは。

松本委員：

ええ。ジェットロが「政府」、まずいと言うなら、削って「企業等」でもいいですけど、ジェットロが問題ないんだったら、「政府・企業」のほうが、私はいいと思います。

高梨委員：

現場感覚で言うと、この政府に対して、ジェットロさん、うまくないですよ、あんまり。要するに、ディプロマシー的なあれがない。そういう面では、やっぱり JICA さんに比べるとね。だから、現場からどんどん助言して、上げていくのはいいんですけど、政府と集まると、ジェットロミッションでやっても、そんな、僕らは成果期待しない。やっぱりそこは、ジェットロさんの弱いところでね。要するに、現地政府とのダイアログになったときに、どこまで、ジェットロさんと言うかというところがね。海外投資の一環とか、貿易促進のあれでは、別にいいんでしょうけども。

松本委員：

高梨さん、それは、そこを強化してほしいというのは、この文面ですか。

原科委員長：

でも、いろんな側面あるからね。JICA の立場と、ジェットロで違うからね。

高梨委員：

僕らは一番原則は、やっぱり現場のあれをしっかりとやりなさいと。上のほうの話になっちゃうと、さっきの状況になるから、あんまり一足飛びに。僕らは無理だろうと。だから下からどんどん強化して行ってね。

作本審査役：

確かに私も、高梨さんのお話聞いてて感じたのは、外から見てるジェットロというのは、そのままなんでしょうね。おそらく投資機会がありますよと、そんなかたちでの支援はして

るんでしょけど、あるいは、情報提供してるんでしょけど、「全般的に気を付けなさい、これとこれに薄氷があるから、落とし穴あるから気を付けなさい」というかたちでのアドバイスに至ってませんね。とりわけ環境についても、環境の法律案ぐらいまで言ってるけど、それ以上のことで、「気を付けなさい、経営上気を付けなさい」なんていうことは、ほとんど入ってないというか、言ってないような気がしますね。

何か一歩前に出て、ジェットロの積極的な活動に結びつけるような、何かそういうことを、この数行に、私は込めたいというのは、佐々木さんの思い入れなんですけど。

佐々木主幹：

ちょっと「政府」の件、預かりにさせていただいて。次回までに詰めてきますので。そこだけ。趣旨としては、理解しましたので。

原科委員長：

取りあえず「等」にしておいてね。最小限「等」にすると。それを表へ出すかどうか。

村山座長：

最後の部分は「一層強化」に。

原科委員長：

「一層強化」のままでもいいんじゃない。オリジナルなので、いいような感じ。

作本審査役：

よろしいですか。取りあえず「一層強化」のまま。

村山座長：

ほかはいかがでしょうか。

佐々木主幹：

座長、ちょっと細かいんですけども、一点。6ページの経済産業省からの受託。これは前回も話に出たんですが、今は、間接受託なんです。ですから、この表現ですけども、むしろ村上課長、あれですかね。経済産業省からの受託という表現。厳密にいうと、監査法人からの受託なので、ここの表現を変えるかどうかですよ。そこをちょっと。これも中の話……。

村上課長：

(3) は、後でまた議論するという話だったので。

佐々木主幹：

そうですね。ですけど、そこはちょっと、頭の中に入れておかないと。

松本委員：

参考までに、手は挙げてるんですか。要するに孫請けではなくて、もともとの受託に、手は挙げてるんですか、ジェトロって、今。監査法人が今やっていると、競争相手として、手を挙げてはいないんですか。

村上課長：

一緒に手を挙げている……。

原科委員長：

最初から組んで、挙げた？

村上課長：

最初から組んで、挙げてます。

佐々木主幹：

ただ、あれですよ。名義的というか、名前としては、監査法人という名前。

原科委員長：

監査法人から受けてやる格好じゃないと、会計上の問題があるんだよな。

村上課長：

今、一般競争入札なんで、契約相手は、監査法人にしちゃった。

松本委員：

ジェトロって、手挙げられないんですって。

村上課長：

挙げられるんですけども、相対契約というんですか。我々は、あくまで採択として下に入るかたちじゃないと……。

松本委員：

主契約では、手挙げられないんですよ、今。

村上課長：

挙げられないです。

高梨委員：

挙げられないことはない？

原科委員長：

最初から手挙げることできるの？

村上課長：

挙げることは、できるということですか。テクニカルには、多分できます。

原科委員長：

できますよね。じゃあ何で。最初から辞退なの。確か会計上の問題の透明性を高めるために、あれを囓ませたのかと思った。そういう意味ではないのか。

村山座長：

そういう趣旨ではなかったんですけど、前の政権の。

村上課長：

そうですね。

原科委員長：

それでなかったら、余計なことすることないよね。

村上課長：

そういう会計的なところは、監査法人にやってもらうということのほうが、効率的だろうという判断で、今のフォーメーションになったんです。

原科委員長：

国民が、監査法人に入るか。議会か国会か知らないけど。ジェットロが手挙げることは問題ないと思うんだけどね。

佐々木主幹：

もし連合入札という言い方、変ですけど、名前が一体になってれば、この表現でいいと思

うんですけど。ただ、新日本監査法人ですよ、ということであれば、ちょっと表現は変えないと。

原科委員長：
そうですね。

高梨委員：
ただ、定義的には、やっぱり経産省のあれですよ。

佐々木主幹：
そうですね。実態的にはそうですね。

高梨委員：
新日本監査法人と挙げたら、なぜそんな新日本監査法人に、民間からの受託事業について、こんなガイドラインという話を……。

佐々木主幹：
そこは、具体的に、名前は勘弁してもらいたいんですが。ちょっと前とは違いますから、明らかに。直接受託の時代とは、違うわけですから。そこは今決めなくてもいいと思うんですが、いずれちょっと、多分変えたほうがいいんだろうなという気はしますけど。

柳副委員長：
それは「経済産業省からの」というのを、取るだけでもいいんじゃないですか。要は、案件形成調査等の委託事業を、含むかどうかという話ですよ。

村山座長：
そうなんです。ただ、2番はそれで、(2)はそれで済むと思うんですよ。(3)はさっきの議論があるので、ちょっと検討が必要になりますね。

よろしいですか。それでは、第Ⅲ部のほうですが、ジェットロのほうで用意していただいたメモを、簡単にご紹介いただいてもいいですか、前回の議論。

佐々木主幹：
メモといいましても、これは前回の議事録。議論があったところをちょっと抜粋したもの。矢印のところは事務局が見た制約をちょっと書いたというだけのところでございます。Ⅲ部、前回は熟度の仕分けをどうしましょうかねということから始まったと。ただ、これはもちろん一回では結論出ませんので、引き続き議論していただくということだと思います。

ただ、現時点での制約、矢印の 3 番目ですけども、これは、今の段階で何ができるんだということをやちょっと繰り返したただけなんですけど、案件が採択される前の段階では、審査役が間接的にガイドラインの趣旨を、メモなり資料に反映させる。それからもう一つは、調査企業に報告書作成の指導をする際に、やはり間接的にガイドラインを反映していただくということ。それから事業については、報告書の評価基準になる。それで、意見書に反映させて。これは一周遅れになりますけれども、METI へ報告をするということが、現状できる範囲内でやってることということですね。ですから、これをどういう方向に持っていくかということが、ブレイクスルーできるかできないか、制約になっているということです。それから 2 番目は、これはペーパーワークの話ではなくて、委員長のほうからご提案あったんですけども、ペーパーワークでものを進めるだけでなく、コミュニケーションというのは非常に大事と。したがって非公式・非公開というかたちで、METI と、調査実施直後に、何らかのかたちで対話を持てないかという提案がありましたんで、ここはちょっと、いずれ検討しなきゃいけないということで、メモさせていただきました。

ただ、最後の、これは当たり前の話ですけど、相手があつての話で、受託契約の今のかたちをとってる以上、これを当たり前のように進めるということはできない、ということですね。現実にはちょっと先月まで TICAD があつて、村上のほうもちょっと全くそこは手が回らないというんですか、時間がなかった。それからもう一つは、入札も新年度の分のがございましたんで、まだここは先方には出てないということですね。以上でございます。

村山座長：

ありがとうございました。それで、今のは大事な話なんですけど、ちょっとガイドラインの扱いは非常に難しいという気がしますので、第Ⅲ部について、具体的な議論を進めていきたいと考えております。それで今回、今日が第 5 回目ということで、それなりに時間が過ぎてきてますので、あと何をやらないといけないかということをやちょっと整理する意味でも、私のほうでつくってきた資料が入ってると思います。こちら、第Ⅲ部案件形成調査事業ということで、全体の内容を少しポイントだけ抜き書きをして、現行というところを書いてみました。これを変える、改正と書いてますが、改定ですね。改定するといった場合、どうするかということ。方針をずっと見ていくということをやってみてはどうかかなと思っておりますが、こんな感じでよろしいでしょうか。じゃあ、具体的な文言については、現在のガイドラインも参照していただきながら進めていきたいと思っております。まず前提ですが、大きく分けて、事業の対象と、それから事業の段階、調査目的、あと、ガイドラインの目的というのが入ってると思います。事業の対象については、かなり具体的に事業名が書かれているんですけど、これはおそらく、現段階では書けないですね。これ、先ほどの経産省からの受託という話にも関係するんですけど、ここはどうしますかね。これ、もう前で書いておけば、削除しちゃってもいいかなという気がしたんですけど、何か書いたほうがいいですかね、ここも。

作本審査役：

私は、受託を受けようが受けまいが、ジェットロとしての環境社会配慮をどう考えるのかということは、受託はなくなっても、じゃあ、いらぬのかということにならないためにも入れておきたい。かといって、ジェットロの本体の事業で該当してるのは、ほとんどない。実際、情報提供ですから、ないのはわかっているんですけど。基本的なスタンスとしては、やっぱり環境に配慮するという、そういう政府機関じゃないとおかしいという気持ちを持っています。以上です。

村山座長：

前提そのものを削除ということではなくて、前提の最初のポツに書かれている調査の具体的な名称についてですね。ここで記載をするかということなんですが。

松本委員：

これは、あったほうがいいんじゃないんですかね。

村山座長：

よろしいですか。

松本委員：

名称の変更があった場合には、それは軽微な変更として毎回ここで議論して、改定ではなかったの。ただやっぱり、ターゲットにする調査が何か。経済産業省から受託してるという言葉は除いたほうがいいと思いますけども、少なくとも何の調査をここで見るかということだけは、定めておかないと、ちょっと雲を掴む話になってしまう可能性があるとは思うんですけどね。

原科委員長：

受託じゃなくて、経済産業省……。

松本委員：

ここは一切なくていいと思うんですよ。ここで見る環境社会配慮は、何の調査を見るかというところじゃ、だめなんですかね。

高梨委員：

でも「受託」が入ってないと、他人のやってることに口出しをやるというのは、おかしい話ですね。

村山座長：

今おっしゃったのは、具体的な調査の名称を書いたほうがいいということですか。

松本委員：

そうです。それは特定したほうがいいと思うんですよ。この地球環境なんたらかんたらという名称で再委託をしているのであれば、その名称をここに残したほうがいいと思いますけど、ここに経済産業省が受託していると書くと、また何かいろいろ、さっきの問題が起きるので、ここに入れるというのでは、だめなんですか。

原科委員長：

経済産業省から受託しているという表現がいないと言ってるの？

松本委員：

今までの議論でいくと、それ以外のものもあり得るだろうというような議論があるので。つまり、この調査に何をターゲットにするかというのは、どうも今までの議論を見ると、要するに、調査名で特定していったほうがいいんじゃないかなという気がただけなんですけど。

作本審査役：

ただ、調査名の弱点は、変わりやすいということですよ。

松本委員：

それはこれまでも変わった場合は、軽微な変更ということで、年度の初めに……。

作本審査役：

むしろ「経産省等から」ぐらいで、民間も含めて全部ここで受託するという網かけておいたほうが。

村山座長：

そうすると、調査名は記載しないということになりますよね。

作本審査役：

調査名は、例えば本当の例示ですね。ですから、入れてもいいし、変更に対応しきれたら、外部のは、全部網かけというのは。

松本委員：

可能なら、それでもいいと思いますけど。

作本審査役：

やっぱりジェットロにいろんな意味で影響力持ってるのは経産省ですからね。この言葉を取っちゃったら、今度は、うちの事業を特に言ってるわけじゃないということで。僕はちょっと、違和感があっちゃうんじゃないかという。

佐々木主幹：

村上課長、今回、今年度の調査事業名というのは、変わってるんですか。

村上課長：

また変わりました。

佐々木主幹：

また変わったんですか。

高梨委員：

毎回変わるんですか。

佐々木主幹：

ええ。

高梨委員：

何って変わったんですか。

村上課長：

新興国での新中間層獲得による日本再生事業。

松本委員：

ここは書いても、毎回のように変わるので、そもそも毎回、調査名は、我々が議論して、「今年のターゲットはこれですね」とやらないと、どうしようもないと思うんですよね、もう。

作本審査役：

「特定しませんでした」じゃ済まないわけですから。だからやっぱり、経産省がほとんどですよね、今、私どもが受けてる事業。

原科委員長：

じゃあ、「経済産業省等から受託している各種の案件形成調査」とすれば。そんな感じでいいの？ 各種のに、しとくか。案件形成調査だよな。「以下、ジェットロ調査という」はいら
ないんだよね。

松本委員：

「案件形成調査」という言葉が問題なんですよ。

原科委員長：

案件形成調査って、全部ここにあるよ。

松本委員：

結局、案件はすでに形成されているような補足調査は何だとか、細々と困ってくるんですけどね。

原科委員長：

だから「各種」にしておけば。言葉がないとわかんないじゃん。「経済産業省等から受託している各種の案件形成調査事業を対象とする」と。そうすると、広く網が掛けられるんじゃないですか。

高梨委員：

個人的には、そこで案件名を入れないと、何となく抽象的な話になって。

原科委員長：

そしたら毎回変えることにして、毎回書き換えると。

高梨委員：

そうそう。毎回、換えちゃえばいい。

松本委員：

具体的に、このガイドラインというときに、ここの第Ⅲ部を適用する調査名は、年度の初めに議論するとか。

原科委員長：

ガイドラインはそう。そこだけ見てわかるようにしないとだめだって、基本はね。

高梨委員：

これを民間に見てもらわなきゃいけないですよ。

原科委員長：

ほかにあるからというのは、絶対だめなんだよ。その場でパッとわからないと。

高梨委員：

だから一般論だと、民間は全然参照もしないし、ますます消えてなくなっちゃう。

原科委員長：

この部分だけ切り取ってパッと渡して、わかってもらわないと。

高梨委員：

せいぜい「等」を入れるというのは、ジェットロ調査というのはやめるにしても、その後の「等事業を対象とする」ということで、少し……。

原科委員長：

じゃあ、受託している行う内容とし、毎年換えると。

作本審査役：

これ、もう一つの意味合いでは、いわゆる、今、孫請けですよ。本来、我々は委託の関係でもって見てくれと、環境配慮を見てくれと言われてる中で、うちはガイドラインの下に口を出すんだよという強いスタンスを、これはある意味では示すことにもなります。だからそのところ、自分のほうで意識が高いんだよということを、言われてなくてもやっちゃうんですよという、ある意味、強い表現でもあるんじゃないかと思うんですね。

村山座長：

現在のガイドラインでも、この資料で言うと 3 が、普通に 3 が付いていて、名称の変更があった場合には、該当部分の変更を行うと書いてますね。

作本審査役：

今のガイドラインには入ってますよね。

村山座長：

だから、このかたちにします？

原科委員長：

もし幅広くやりたいなら、この文章を残しておいて、最後に「ジェットロ調査」、いらないね。「案件形成調査事業等」にするかな、「等」。だから、これ以外にはないかね。「事業等及びこれに類する」とかね。それとも「これに類する」のほうがいいかな。作本さん、この文章を残して、「(以下『ジェットロ調査』という)」という括弧は外しちゃって、「案件形成調査事業を対象とする」で、調査事業でしょう。さっきのを広げたいんなら、「事業及びこれに類する事業を対象とする」と。そうすれば、ひろがりますよね。そうしたら、毎年、名前、換えてもいいよね、「及びこれに類似する」だから。

作本審査役：

先ほどの、事業名の変更には毎回これを、簡単な修正で済ませたいということが一つと、あと、委託関係がどうあろうと、ジェットロのスタンスとしては、こういうものは、言うことは言う。相手が受けるかどうかは別問題でございますけども、このところだけ明示してということ。

原科委員長：

そのスタンスね。はい。

村山座長：

「経済産業省から受託している」の部分は、どうするんですしたっけ。

原科委員長：

残しておくんでしょう。

村山座長：

「受託」でいいんですか。

高梨委員：

受託してることは受託してるんですから。

村山座長：

わかりました。じゃあ、これはそのままと。

では次の部分で、事業の段階の調査の目的が次のボツに書いてあるんですが、ここで最初に「あくまでも案件発掘段階」というものがあって、ここは多分、変えないといけない気がしますけども。どうでしょうかね。

作本審査役：

ここに熟度という議論を噛ませるんですか。村山先生の「前提」を見せていただきました。ありがとうございます。お手間かけさせまして、ありがとうございます。今、議論になつて内容というのは、先ほど佐々木さんからご紹介あった、いくつかあります。その中で熟度のことは、このままやっぱり、どういう吸収、取り込みするのかということが、大きな課題になるんじゃないかということで。熟度ということを中心に係らせるときには、いわゆる案件採択のほうに係らせるような議論はなかなか我々しづらいと。それならば、報告書をより良くするために熟度という考え方でもって、調査事業者の企業に対して「あなたはAだから」「Bだから」というかたちで、報告書でここまで調査しなさいというかたちの、指導を与えるためのツールで、我々はこの熟度というのを考えると。内向けでありますけど。それが最終的には JICA さんに引き継がれるというふうな、役立つような、そんなかたちでという。ちょっと控え目ですけどね。そうすると、おそらくここで今、村山先生の冒頭の前提のところ、熟度というのを噛ませるのかなという。あるいは代替案とか、そういうようなところで、この熟度という考え方が出てくるのかな。ちょっと、自分でよくわからなかったです。

村山座長：

いくつか考え方あると思うんですけど、軽微な変更であれば、例えば原則的にはこういうレベルを使うというように。「原則として、まず」というかたちで。

作本審査役：

ベースをつくっておいて、そこで大半は収めてしまつてと。

原科委員長：

原則的には案件発掘段階なんだけど、それ以外もあり得るということね。

村山座長：

実態として、本当にそれが原則で、例外的に FS のことを……。

原科委員長：

「あくまでも」というのは、きついね。

作本審査役：

原則とそれ以外というかたちの分け方、分類ですよ。

松本委員：

その場合は、そうでない案件は、このガイドラインでは見ないという意味にも取れますよね。

村山座長：

ただ、後のほうで、熟度に応じて扱いを変えるというふうに。

松本委員：

だとすれば、この 3 つのポツを全部取っちゃったらだめなんですか。村山先生の書いてある、この基本のうちの最初の 3 つのポツを全部取って、ここは主目的だけに。主目的というか、実際はこの本文で言う 3 ポツ目だけを残して、本文の 2 ポツ目は全部取ってしまう、前提の。

作本審査役：

消してしまうというやり方はありますね、方法としてはね。

原科委員長：

それでいいの？ ちょっと待って。その「ジェットロ調査」という表現は使うんですか、ここは。

高梨委員：

使わないでしょう。

原科委員長：

「ジェットロ調査」と始まっているでしょう、(1)。この表現は使うの？

村山座長：

後ろのほうでも「ジェットロ調査」というのがありますよね。

原科委員長：

これ、さっき私、消すと言ったけど、残してね。さっき、括弧内を消すと言いましたけど、残してね。

村山座長：

そのほうが良い気がします。松本さんおっしゃるようなスタイルのほうが、すっきりしてる。

高梨委員：

私は、パラ 2 の最初の 1 行を取ればいいんじゃないかと思うんですね。要するに大事なことは、次につなぐための事前調査というのを対象にしますと。次の調査というのは何かと言ったら、フルスケールの FS ですと。

村山座長：

ただ、実際、フルスケールのものが行われた場合もあったりしますよね。

松本委員：

それは、現実的には違うの……。

高梨委員：

だから、それをフルスケールのもので断定するかどうかは、JICA さんの責務なんです。それを外務省として、JICA として、それをフルスケールの FS として採用するかどうかと。

松本委員：

もうちょっと言えば、フルスケールの補足調査というのは、あり得るわけですよ。

高梨委員：

だから、今の時代はいろんな調査の断面があって、一からフルスケールのものをやるというか、一から予備的なものをやるという時代じゃなくなってきたんですね。いろんなところがもうすでにやってるから。そういう意味で理想的な FS フォロー、要するにプレ FS から FS と上がってくるときに、そういう段階はもう最近はあまりないんですね。ですから、それにこだわると、むしろ現実と違和感が出てきて。むしろ、あくまでも次につながるための事前調査というのが、このジェットロさんの対象だと。

村山座長：

だから、そういう意味では、この「主目的は」という部分だけ残すというのは、あるかもしれないですね。ここで次の段階につなげるという話がかかれてるんですけども、ちょっと前のほうへ入れてしまうと、やっぱり、次の調査のレベルが入ってきちゃう気がしますね。

松本委員：

次の段階には、ファイナンスも含むというんですね、今の村山先生の言い方は。

村山座長：
そうです。

原科委員長：
でも、そこまで譲歩しちゃっていいの？ そうすると、ちょっと具合悪くないのかな。

村山座長：
だから、いろんなレベルの調査があり得るということだと思うんですけど。

原科委員長：
現状がおかしくなってから、それを全部追認しちゃっていいという考えに立つか、ジェットロ調査はどうあるべきかということはきちんとやって、もし、それを外してもらわないと困るんじゃないのか。

村山座長：
そういう発想でやっちゃいますか。

田中委員：
よろしいですか。僕はここのところはやっぱり基本ですので、もともとこれをガイドラインの議論したときに、今おっしゃってたようなことをずっとやってたわけですね。今もしそれがおかしくなってるんだったら、それがおかしいことがなぜかということが、むしろ議論されるべきであって、おかしくなってることを追認するようにここを変えるんじゃ、このガイドラインの基本のところの考え方にならないと、そういうふうに思ってます。もともと、やっぱりジェットロの皆さんが支援しているこの調査、これは例えば次に JICA のほうで調査をするためのシード、種になるものをきちんとやってもらおうということにお金が使われるのであれば、非常に役に立つと思うんですね。ですから、そういう視点でずっとこれまで議論をしてきた、私はそういうつもりだったんですけども、今の議論聞いてますと、現状が違うから、これを直すみたいな話になると、これは、このガイドラインの性格上、特に基本的な考えの前提条件、基本方針ですね、この辺りはやっぱり、これまで議論してきたことを守るべきところは守る必要があるんじゃないかなと思います。

松本委員：
私は全く逆で、このガイドラインをつくるときに、シーズって嘘でしょうと。シーズじゃないですよ。かつてのジェットロ調査だって、全然シーズじゃない調査、ありましたということを主張して。要するに、そういうガイドラインにするべきだと主張したけれども、当時の担当が、いや、シーズだと言い切るからこうしたんであって、むしろ私たちが言っ

たとおりでしょうと、現実。だから、全体の前提は改めてくださいと。皆さんが言った前提が違ったんですという意味で、私は間違った前提を維持するよりは、やっぱり皆さん、最初の前提が間違っていましたよねのほうがいいと思います。そういう意味では。

原科委員長：

そうすると、ジェットロのこの議論は、国会とかで議論したら、成り立たなくなっちゃうじゃない、こんなシーズじゃないものをやるんだったら。JICA のことだからね。そのリスクを失っちゃうよ。だから、経産省は絶対シーズと言い張ったんだよ、理屈上。それだったら、「なんでジェットロ、やるの？」になっちゃうじゃん。おかしくない？

松本委員：

よくわかんないですけどね。

原科委員長：

本来あるべきもの。だって、ジェットロの役割というのは、それでしょう。案件形成、発掘段階部分で、もう事業化の直前だったら、JICA のやる仕事だからね。「なんで JICA がやる仕事をやるの？」という話になっちゃうよ。それでもいいんですか。そうなっちゃうよ。それでもいいとは思うんだけど。

松本委員：

それをここで議論しても……。

原科委員長：

それをきつと議論しても同じだよ。

松本委員：

ここに経済産業省の人がいれば、また違った議論にしたいけど。

原科委員長：

経産省はそういう立場なんです。だから、それを主張する。松本さんの言うこと、わかるんだけど、彼らはそういう立場なんです。それが論理なんです、彼らの。

作本審査役：

進捗というこの議論は、そもそも採択する段階での必要検討事項なんです。我々のほうのこの諮問委員会のほうで議論すること自体で控え目に考えると、やっぱりそういうことを、報告書を改善するという内向きな、消極的な目的だけのための熟度安定って何

のためにやって、どういう結論で JICA さんに役立つのかという、極めて引き算方式の考え方になってるんですね。そもそも、この委託の、委託というか孫委託のこの契約の性格からすれば、十把一絡げできてるものであると。しかも相手は民間であるという、それで契約も直接の相手方。そうすると、そこでは、これは好きで、これは嫌いだという選別の作業は、我々にとってできないですね。それは我々がこの進捗度をどこまで議論していかどうかということの裏表の関係にあって、進捗度とか熟度とかの話というのは、そもそも採択するときの彼らのメルクマールというか判断基準ができてるのか、できてないのかと。私は個人的に、そこは一番の盲点なんじゃないかと。

原科委員長：

それは、そうだよ。

作本審査役：

顔は出さなくてもいいから、せめて判断基準ぐらい出せよというのが。

原科委員長：

村上さんと経産省とミーティングしようとしたの。

作本審査役：

村上さんから怒られちゃうんですけどね。案件選ぶにあたって、その基準、示せよというのが、僕の個人的な、ある意味では。

高梨委員：

当時議論されたときには、例えば僕らからすると、ざっくばらんに言うと、1割ぐらいが、例えば案件形成じゃない、先に進んだようなものがあつたけど、対象は、やっぱり一からやっていくと。我々の表現では、それはグリーンフィールドというんですね。全く一からつくり上げていくというのが、やっぱり当時は大半だったと思うんですけども。その後、やっぱり世の中、いろんなかたちで援助競争だとか民間投資も入ってくると、いわゆる正真正銘の本当のグリーンフィールド案件というのがものすごく少なくなってきて、むしろブラウンという、もういろんなところが手を付けたような案件だけども、進んでない案件、日本がやれば、もっと良くなる案件が、実はもう拡大して大きくなってきたんです。それに比例して、グリーンフィールド案件は割合的にはどんどん減ってきてるんですよ。それにも関わらず、その次に進むために必要なことを、やっぱり徹底して環境社会配慮のほうをやらなきゃいけないという。本当はジェットロさんの報告書に対するコメント、調査に追い込むことは、やっぱり重要性は引き続きあるんですね。そこは僕はもっとしつかり、前も言いましたけども、案件のかたちは違ってきても、ここに書いてあるように、次につ

なげるために十分な環境社会配慮が行われたかどうかというのは、ぜひしっかり審査して言う。問題は、それを次につなぐ JICA のほうで、それをもって FS として見なすかどうかということであって、もし部分的な調査、よくテクニカル調査だけ抜けてるとかあるんですけども、そのときにはジェットロさんのほうで、環境社会配慮面は十分評価されてるんですかというのを提案者にしっかり言って、技術的なほうだけの、要するに、ある事業の一部分だけ切り取ったような調査になってるけども、この事業の環境社会配慮はどうなってますかと。そこは十分ないようであれば、しっかり補足してくださいと。現地から EIA のレポートがあるというんだったら、それを見せてくださいということで、次につなぐための、できるだけ後回しのような環境社会配慮を徹底してやるというのがジェットロさんの役目だと。そういうブラウンなものが出てきたから一切取り上げないというのは、今の世の中ではもうあり得ないことで、そのときに JICA さんの本当の責務が出てきて。ジェットロのやってる調査なんかを、それを FS として見なすかどうか。あるいは既存の資料と併せてジェットロ調査でフルスケールのもことになるかどうかと。それはまさに JICA の問題になると、あるいは外務省の問題になると思うんですよね。

原科委員長：

もしそういう認識に立つのなら、「ジェットロ調査」の最初の 1.5 行ぐらい外して、「ジェットロ調査は、その調査実施後にフィージビリティ調査等」にするんだな。だからフィージビリティまで入る。そういうあれに。最初の 1 行半ぐらい外して、つなげればいいんじゃないですか。フィージビリティ調査につながる、そうでないものがあるんだということですね。

作本審査役：

そうですね。そこは全部、2 行削除と。

松本委員：

でもやっぱり、それはちょっと違和感があって、まだ村山先生が言ったように、もう少し削って「主目的は」まで行ったほうが。実際はフィージビリティスタディというよりは、ファイナンスに行くようなものもあるので。

原科委員長：

次の段階だと、次の段階じゃ、わかんないじゃん。

松本委員：

さっき言ったように、そこにはファイナンスも含むんですよと村山先生にちょっと聞いたのは、そこに理由があって、村山先生がここからと言った理由には、多分、次の段階にはファイナンスが入るんだろうなと思ったので、そういうふうに言ったんですけど。ただ、

次にまた本格調査があるという前提で考えるというのは、若干、何か今の高梨さんの話を聞いても、今はそうとは言い切れないんじゃないかなど。

高梨委員：

JICA さんなんかでも、僕はそこは、対応は良くないと思うんだね。だから案件選定会議なんかでも、やっぱりそこはしっかり、「これで十分なんですか」ということで。この文章からいくと、「フィージビリティ調査等、次の段階へ進む」ということであれば、ファイナンスがあってもいいんですけど、問題は JICA が必ず審査ミッションを出すんですよね。

原科委員長：

でも、調査は実施されるでしょう。調査端折って、いきなりファイナンスということはないんじゃないの？

高梨委員：

そうなんですけど、実際は審査ミッション等をやるんですね、調査を。

松本委員：

審査ミッションと調査は違いますから。

高梨委員：

ただ、それに補足したような調査というのを普通やるんですよ。調査というより、案件が、本当に所定の条件を満たしてるかどうかという。

松本委員：

それは審査ですよ。

高梨委員：

それプラス、コンサルタントを使って。

松本委員：

確認のための調査ですよ。

高梨委員：

だから、しっかりその段階をやらせればいいんですよ。

原科委員長：

だから「等」というのは、そういう意味だよ。

高梨委員：

そうです。

原科委員長：

だから、「等」を入れておけば。「フィービリティ調査等」。

高梨委員：

だから我々が今回議論するのは、あくまでもジェットロさんの守備範囲、責任範囲のことで最大限何ができるかということを経験して、その後のことではいろんな問題が起こるといって、全部ジェットロのせいにして、僕は良くないと。そんなプライマリな責任は、やっぱり環境社会配慮も十分その段階で、調査の段階で、十分やられてるかどうか、というのを確認するということ。

松本委員：

そうですね。だから、幅広い項目の洗い出しというこの最後のほうも、もうだいぶ違ってきていて、むしろ十分、項目が確認されているかということにもつなげなきゃいけないので。やっぱりどう考えても、この文章、2 ポツはほとんど使えないと思ってるんですがね。あまりにも矛盾が多すぎて。という印象なんです。今の高梨さんの話だと、この最後の文章も変ですよ、きっと。

高梨委員：

でも、幅広いということ。

原科委員長：

でも、いろんな段階があるんじゃないの？ あんまりその段階を絞る……。だから、いろんな場があるから、困ってるんだよね。「洗い出し及び確認」でもいいよな。「段階」を入れて、スペクトルが広いということを表現したほうがいいんじゃない。

松本委員：

だとすれば、落としたほうが良いと思う。細かい中のスクリーニングとかで規程すればいいので、ここでわざわざ幅広いものを一緒にたに前提として置かないほうがいいんじゃないかというのが、私の最初の意見なんです。

作本審査役：

ミニマム基準は入れておいてもらいたいんですね。何と何をここで共通的にジェットロでせめて報告書でやっておかなきゃいけないかという。ここは確かに幅広い洗い出しが適当でない報告書もありますよね、もうかなり進んじゃってて。だけど、最低基準は入れておかないと、実際の報告書を見て、皆さん方もご覧になって、ああいう実施、最後なんかは手抜きではないかなと思われるのも散見されるので。

松本委員：
前提ですよ。

村山座長：
ただ、この辺りのことは、後に出てくる、確か、出てくる。「幅広い洗い出し」という言葉が後で出てくるんですよ。ここの多分、目的は、やっぱり、どういう段階かということが言いたかった、当時。だと私は思ってます。

原科委員長：
もしそういうことなら、後ろのほうは削って、「ジェットロ調査は、その実施後にフィージビリティ調査等、次の段階の調査が実施されることを想定している。したがって、ジェットロ調査段階における環境社会配慮調査は予備的なものであり、その主目的は次の段階へ進めるべきかを評価する一つの材料を提供することにある」で切っちゃったら？

村山座長：
「次の段階の調査」というのは入っててもいいと思うんですけど、「予備的」かどうかは、ちょっと微妙ですね。

原科委員長：
予備的なものはいらない？

高梨委員：
でも、予算とか期間で、予備的にならざるを得ない……。

松本委員：
「予備的・補足的」ですかね、もしやるなら。本体調査は難しいと思うんですよ、確かに。ただし、補足はあり得るんですね。

原科委員長：
「予備的ないしは補足的」？

高梨委員：

僕はそれを総称して「予備的」と言ってるんですね。要するに、プレリミナル調査という、スタディということで。

原科委員長：

じゃあ、「予備的ないしは補足的なものである」という表現でもいいかもしれないね。

作本審査役：

ただ、補足的って、これは、私は含まれてるのはわかってるんだけど、あんまり一人歩きさせると、何でも補足的になりますよね。広い対象。調査して、漏れたからと。

高梨委員：

申請者も補足的調査と。

作本審査役：

堂々と入ってきますよね。

松本委員：

でも、現実はそうですよね。問題なのは、補足的なのに嘘のこと。要するに、事前だと言うから困ってるんであって、補足を補足と言わないと、僕ら、チェックできないですよ。だって僕ら、蹴る権利がないわけですよ、ここは。蹴れるんだったら、「あんた、これ、補足だからだめ」と言えるけど、そもそも補足が入ってきてるのに補足と言わないと、その矛盾で苦しんできたわけじゃないですか、これまで。

作本審査役：

「補足的」と入れたら補足的も「どうぞ、引き出しを用意してますよ」ということになっちゃうんで、一人歩きの余地のほうが……。

松本委員：

いや、そうじゃなくて、用意しなきゃいけないんです。僕らは、補足的に対して審査の方法をよく知らないから、困ってたわけじゃないですか、どっちかという。違うんですか。

作本審査役：

これ、ちょっと熟度のさっきの判定のと噛ませて、どういような稟議を…

松本委員：

繰り返しになりますけど、ジェットロが蹴れるならいいですよ。作本さんが「これはだめ」と言ってくれるんならいいけど、だめと言わないということは、今まで来たもので判断すると、補足はあるんですよ、明らかに、現実には。つまり理想を求めるか、現実に対応するか、といったら、もう完全に、ジェットロの話を知ると、現実に対応せざるを得ないことを、今までおっしゃったんで、私はすっかり頭を現実に切り換えたんです。

作本審査役：

予備的という限りは、これからわからないものをやるから、予備的な調査にするんだけど、補足と言った場合には、そこで、どこまでが、でき上がってて、これからやる部分が、どこから補足するのか、ということが証明されてないと、事業としては成り立たないんだね。我々、そこまで究明するのかどうかという。

村山座長：

ただ、でもそこはやっぱり議論が必要で、こちらで議論して、実はこういうのがありましたと後から出てきちゃうと……。

松本委員：

だって、FS がありますという調査がくるわけじゃないですか。

村山座長：

それはやっぱり効率的にも悪いし、重複してる感じがありますよね。

松本委員：

プレリミナリとサプリメンタリは、やっぱり違いますよ、現実には。プレリミナリと言われちゃったら、やっぱり今までの路線でしかないというか。

高梨委員：

だからそれは、ジェットロさんを責めるんじゃなくて……。

松本委員：

いや、責めてないですよ。

高梨委員：

むしろそれをちゃんと、本格 FS として、取り上げるほうが、やっぱり責められるべきで…
…。

原科委員長：

それはやっぱり、だから、経産省と交渉するテーブル持って、改善してもらえないよね。

松本委員：

それはもう……。

原科委員長：

それをどんどんやっていったら、そしたら、これ、いずれどこかが崩壊するな、そんなことやってると。意味なくなっちゃうよ、ジェトロのやってること。崩壊してもいいかもしれないけど。

作本審査役：

逆のほうの立場なんですけど、ジェトロがこの仕事を受けて、こういう案件調査やってることによって、問題も抱えてますよ、相手が相手ですから。だけど、これをやらないで、このまま JICA に行くよりは、ずっといいんじゃないかと。引き算をやって、お金支出してるかということはあるんですけど。ただ、こういう一つのプロセス、さっき高梨さんおっしゃられた、プロセスの中で、最大限こういう問題が起こるかもしれないという、予防的な警告を発するプロセスとして、いいんじゃないかと。だけど、それで契約条件の下で縛られてるところで、何が最大限できるのかというところを、できるだけ生かしたいという。それでも生かせる方向に持っていきたいという。

補足という言葉は、私もおそらく調査のパターンからいくと、予備的なものと。おそらく補足的な、この辺りがキーワードになるんじゃないかな、ということはわかってたんですけど、ただ、補足という言葉を使った途端に、補足調査をやるには、もとがどこまでできてるということを。JICA で補足やるべきはずなのに、何でここでやるんかと。

原科委員長：

サプリメントというか、本体があるという話だからね。

松本委員：

本体はあるんですよ。

原科委員長：

あることを認めちゃっていいの、ということになる。

松本委員：

だって、認めざるを得ないじゃないですか。要するに……。

原科委員長：

それ、目撃するだけじゃん。

松本委員：

だから、そういうの、できないんですよ、原科先生。

原科委員長：

いやいや、この審査ではだめだというべきですね。その後の経産省の判断は、どうなるかしらないけど。ジェットロはアドバイスになるわけだから。

松本委員：

でも実はあんなになったのは、デジタル何とかよりも重要な案件は、だいたい FS ができて、ジェットロにきてるほうが、我々としてはもっとしっかり入れなきゃいけないものは比較的……。

原科委員長：

じゃあ、JICA のほうで、蹴ってもらったらいいのか。JICA が蹴るために、ここでだめだと言わなきゃ、蹴らないんじゃないか。ジェットロの話にされたから、昔は。

高梨委員：

もう一方、新しい現実で出てきてるのは、ジェットロさんのこういう予備的調査のニーズが、実は非常に下がってきてるんですね、もう、今や。昔みたいにグリーンフィールドで新しくつくり上げるというのは、やっぱり時間もかかるんですよ。

原科委員長：

そしたら、最初から JICA が持っていけばいいんじゃないの？

高梨委員：

そう。今どうなってるかという、むしろ JICA が、松本さんが言うように、補足的な調査を始めてるんですよ、教育準備調査の一環として。彼らは新しくネーミングして、情報収集調査ということで。これは要請のいない調査なんです。ですから、どんどん出せるんです。要するに、今、援助当局も、案件が不足してきてるんです。かといって、グリーンフィールドとかやるかという、時間がかかりすぎるということで、ということで、既存

の案件から良いものをどんどん拾っていこうということになってきて、そういう面では、ここで書いてある理想的な、全くゼロから案件形成をしてグリーンフィールドをつくっていくというニーズよりも、今あるものの中で欠けてるもの、十分でないものを取り上げていこうと。足りないところは JICA が自らやっっていこうというふうになってきて、結果的にジェットロさんのこの事業がだんだんなくなっていくと。現実にはそういう傾向が出てきて、今年の予算でも、ずいぶん減ってるんです。民間側も実はそういうニーズ、そこまでやっても、あんまり会社としてビジネスにならないと。それより JICA の事業を補足的にやったほうが早いと。だから、あまりここの小グループで現実を復習して、このグリーンフィールドを一生懸命やっても、世の中の流れが全然変わっちゃってて、でき上がったころには、これに対象になるようなものも、ものすごく少ないと。

村山座長：

そういう意味では、「予備的」とか「補足的」という言葉では捉えられないものも出てくる可能性はあるわけですね。やっぱりそういう意味では、ここ、そこまで書く必要ないような気がして。せいぜい、前の部分の「フィージビリティなどが、次の段階の調査が実施される」ぐらいですか。

原科委員長：

「従って、ジェットロ調査段階における環境社会配慮調査は予備的なものであり」というのは、カットしたほうが良いという理屈ですか。

村山座長：

ということになるかなと思いますけどね。

原科委員長：

「フィージビリティ調査など次の段階の調査が実施されることを想定している」、「その主目的は」へ飛んじゃったほうが良いということかな。

村山座長：

その主目的も、松本さんの話では、ずれてるということに。

松本委員：

最初に「発掘段階」というのは、まず違いますよね。

原科委員長：

これはもう、今の議論では、外れる部分だね。

松本委員：

だから、フィージビリティ調査ともし並べるのならば、資金供与のための審査のための調査という、全く真逆の 2 つを並べないと、やっぱりフィージビリティ調査に流されてしまうんで、現実的には……。

原科委員長：

「フィージビリティ調査や融資判断のための調査」。

松本委員：

無償もあり得るのかな。

作本審査役：

無償もあるから。

松本委員：

高梨さん、さっきおっしゃったのは、融資前、いわゆる審査ミッションって、何か普通の言葉で言うと、何ですか。審査ミッションのときの確認調査ですよ、さっき高梨さんおっしゃったのは。それに値することが FS と真逆なので、その 2 つが並んでたほうが、現実的な対応にはなるかなと思うんですけど。

高梨委員：

ただ、ジェットロさんのやる段階で、次に融資に必ず行って、確認の調査につながるかという、まだわかんない段階。

松本委員：

でも、やっぱりあるんじゃないですかね。

高梨委員：

この段階で、もう次の融資を見越してというところまで、もちろんないとは言えないけど。それはおそらく、逆に少ないんじゃないかと思うんですね。だから、後ろのほうで内容がカバーされてるのであれば、前提で何を残すかというぐらいになるから、また戻るかもしれない。

村山座長：

だから、2 ポツについては、この「ジェットロ調査は、本調査実施後にフィージビリティ調査

又は融資判断のための調査など。

松本委員：

融資審査の為の調査。

村山座長：

次の段階の調査が実施されることを想定している」ぐらいですか。

高梨委員：

すごく入り込みすぎてるような……。 「予備的調査等」 でいいと思う。

村山座長：

ちょっと、後の議論につながる場所なので、取りあえず、そういうような文言でいきたいと思います。「ガイドラインの目的」というのが次のポツ②ありますが、これはこのままでもいいですかね。よろしいですか。次の基本方針ですが、ここは、JICA、JBIC との整合性というのが、主なところですね。ここはいかがでしょうか。

作本審査役：

これは、配慮との整合性ということで、僕は基本的にはよろしいかと思うんですが、具体的にガイドラインに関わることも整合性の一部、同じことなんですけどね。ガイドラインとの整合性とまでは、行きすぎですよ。そしたら同じ仕事をだぶってやるということになっちゃいますね。ただ、将来を見据えるときに、JICA、JBIC のガイドラインが先にあるんだよという前提の下に、整合性ということをより強く出せたらありがたいんじゃないかなと思うんですけども。

村山座長：

ガイドラインとの整合性という意味では、後のほうでまた具体的に出てきますね。取りあえず、ここはよろしいですか。では、次の 1) 「調査の実施手続き」 のところで、①から③までの「スクリーニング」「情報公開」「フォローアップ」というのがあります。

松本委員：

一点だけ、いいですか。JBIC は株式会社になったじゃないですか。「我が国の」 でいいのかなというのは、いつもこれ、悩むところなんですよね。最近の株式会社化された後の JBIC を、どう考えたらいいのかなと思ってて。いいです。別に細かいことなんですけど、「我が国の国際協力活動」 ですかね、やっぱり株式会社でも、JBIC が。それでいいんですよ。

村山座長：

「我が国の」というのを取るというオプションもある。

松本委員：

いや、ちょっとだけ確認です。そんなに大きな話じゃありません。それでいいということであれば。

作本審査役：

ただ、企業ですから、どっちの方向へ進むかわかんないですからね。公的な監督を受けてるでしょうけども。そういう意味では、JICA だけに絞りますか。

松本委員：

いや、それもまずいと思うんですよね。

作本審査役：

まずいですよ。両方落ちちゃいますからね、落ちることになりますから。

松本委員：

わかりました。それでも問題がないとすれば、それでいいと思います。

作本審査役：

様子見ていいですか。

村山座長：

それで、「スクリーニング」のところですが、現行のガイドラインでは、明らかに影響がないと考えられるものと、そうじゃないものという 2 つに分けられてるわけですね。これは前回の議論で、熟度の高いものについては、もう一つカテゴリーをつくっていくという話がだいたい出てきたかと思うんですが。この点はよろしいでしょうか。ちょっとその場合、どういうものを……。

作本審査役：

今のこれ、ちょっとすいません、作本ですけど。「スクリーニング」というここでは、影響ある、なしというのは、我々が使う用の材料じゃなくて、素材じゃなくて、これは、採択の委員会向けの影響ある、なしで、基本的には「ある」でないと、その後の調査は不要になってしまうという流れの中ですから、ほぼ 9 割以上については影響があるという模範解答を示さないといけないですね。ですから、そういう意味で、あまりこのスクリーニング

というのは機能してない。ただ、これの一つの一番良いところは、スクリーニング様式というものを出示してもらって、我々は事前に企業の人たちが、事業者の人たちがどう考えるかということのおおよそを掴むことができる。ただ、そのスクリーニング様式に書かれている内容は、あまりに詳しくないことも多いわけですね、主観的な記述が。それともう一つの熟度というものさしを、どうやってこれと噛ませるのかと。熟度はさっきちょっと私、申し上げましたけど、できれば内輪向けに使いたいと。内輪向けというのは、皆さん方の意見聞かないで、こんなこと言っちゃ失礼ですけど、報告書をより良くするために使う熟度というものさしがあるならば、それによって調査の深さを、範囲を、影響を受けさせてみようというか、影響を与えたいと、そういうことをできないかなというのは。

村山座長：

採択段階では、ある、なしでいいと思うんですけど、その後の、まさに作本さんおっしゃってるように、調査をより良くするために熟度を考慮したカテゴリーをもう一つつくって、そのカテゴリーに当たるものについては、より密度の濃い調査をやってもらうという、そういう方向、あると思うんですけどね。

作本審査役：

それが後ほど出てくる、例えば代替案の選び方とか、あるいはサイトの特定ができてるかとか、そんなところと結びつけられると、スクリーニングと言えるかどうかわかりませんが、利用可能になるんじゃないかなという気がするんですね。

村上課長：

以前、議論があったんですけども、すでに既存の個別提案書、個別案件表というのを提案者に出してもらうときに、既存調査があるかどうかというのを聞いてまして、そこで「ある」と答えた提案者に対しては、その内容についても若干触れていただくとか、リバイスの必要性について触れていただくというのがあるんですね。ですから、今の段階でも、そういう聞き方ではやっているということでございます。

村山座長：

だから、既存調査もいろんな調査があるんですかね。

村上課長：

はい。

作本審査役：

だぶつてると限らないこともあるんですね。一部だということもあるし。

村上課長：

その内容について記述してくださいというところの中身については、財務・経済分析とか環境社会の項目とか、技術的実現可能性のところでもしやられているようだったら、そこも触れるというふうに、一応指示はされてます。

田中委員：

今に関連して、JICAの2004のガイドラインのときに、チェック項目として、プロジェクトが上位計画との関連はどうか、整合性があるかどうか、代替案を検討したか、それから、事前にステークホルダー協議をしたか、しないかと、これ、つくられて、これで今、JICAは、この案件は熟度がどの辺かというのを見ることができるようになったんですね。これは当時の改定委員会の皆さんのご意見を踏まえて、これはつくられて。今もこれをずっと使ってますよね。それ以前は、例えばステークホルダー協議、関係省庁だけでしてたのか、地域住民も含まれてるか、NGOも入ってやったか。これもやってないと言って、関係省庁だけのところにチェックが入ってきたものについては、フィージビリティスタディをやりたいというふうに来ても、これはそのレベルじゃないと。まずマスタープランできちんとNGOの人とか関係住民も入って議論した上で、次のフィージビリティを考えていくべきだということで、要請はフィージビリティスタディできたものに対して、マスタープランなら協力できますよとやった案件もあるわけですね。だから、これは基本的に、企業の皆さんが提案するときも、これがそのまま使えると思うんですね。自分たちが提案するものについて、このところにチェックしていただくと、例えば、特にステークホルダー協議については、地域住民とかNGOが入ってない、関係省庁だけの人がやってると書いてあれば、これはフィージビリティ云々とか、次のファイナンスのことだとかいう調査では、全然ありませんねという判断ができますので、これを使っていただくようにするということも、ものすごい重要だと思うんです。すでに使っておられるのかもしれませんが、その辺りの事情をちょっと教えてもらえると、よりこの辺が明確になるかなと思います。

作本審査役：

確かに書類としては、応募段階で出されてますよね。ただ、私は、書かれてる内容がどの性格なのかどうか、ちょっと疑うところもあるんですね。確かに記入はされてると。だけどそれは、あるいはもう一回、応募者ですから直接連絡取るわけにいかないわけですね。別の段階ですから。どうしても書かれてる正確度については、若干。問題が起こらないところも、皆チェックが入ってるということもかなり入ってるということはありますね。

田中委員：

整合性とか上位計画は書けるんですけども、特にステークホルダーをどこまでのレベルで

やったかというのが判断条件ですごく大事なところですので、ここがちゃんと書かれてるかというところを見るだけでも、かなり違ってくると思うんです。そうすると、さっきから議論してる、シーズの話してるのか、もうかつての円借款部門が JBIC にあったところに、SAPROF とか SAPI というような補足調査をするレベルなのかどうか、その辺りも実はこの辺が本当が一番重要で、オフィシャルに出さなきゃいけない書類ですので、これを参考にしてやっていきたいと思いますところにも書かれているわけですから、これの使い方をきちんと運用していくということが、一つの解決策になるんじゃないかなと思います。

村山座長：

スクリーニングの話、様式でどこまで書かれているかというのは、今わかりますか？

村上機械・環境産業部インフラ・プラントビジネス支援課長：

スクリーニングの様式で言いますと、上位計画と整合性がありますかという質問、ここはあります。選択肢との比較検討に関する調査予定がありますかというのと、あと、ステークホルダーとの協議を予定してますかという、一応そういった質問項目はあって。イエス、ノーで答えてもらって、イエスの場合は、具体的に予定されているものは何かというのを書くという項目はあります。

田中委員：

それは、このあれと全く同じですかね。例えば先ほどのステークホルダーについては、関係省庁、地域住民、NGO、その他となってますか。

村上課長：

いや、そこまでは書いてないですね。でも多分、本件をつくる時に参考にして、整合性があるようにつくってると思います。

作本審査役：

文言も近づけたはずですけどね。そういうふうに改定されてないと思うんですが。

田中委員：

例えば、そのところを、もうこれ、そのまま使えるんで、このところに関係住民、NGO が入ってれば、かなりこれはやってるな、という感じがわかりますので、この辺を改善していったら、だいぶ違ってくるんじゃないですかね。そのまま JICA のほうに将来 FS 案件として上がってくるときも、同じものを使っていますから、私たちが判断しやすいということになると思います。

作本審査役：

今、これは活用されるというか利用される場面というのは……。

村上課長：

あくまで参考に使って。これは調査前の提案段階なんで、実際、調査した結果こうだったというのは、また変わってくると思いますので、それについては報告書の中で述べられているという理解で。あんまり、このスクリーニングをとるかたちには、今はしてません。

田中委員：

そうしますと、これは実際、経産省の方たちが案件採択するときに、本当はそれを見て、JICAのこれと同じようになって、ステークホルダー協議、関係省庁だけしかやってないということだったら、もうFSの云々でかなり突っ込んだことは難しいねという議論に、本当はならなきゃいけないと思うんですね。だから、経産省の人たちの選定委員会の場に、そういったものがちゃんと出るように、仕組みとしてやれたらいいと思いますけど。

作本審査役：

おっしゃるとおり、このスクリーニングとここで考えてる、役立ってというのは、採択のためのスクリーニングなんです。だから我々は、その先のほうの仕事をやってるんで、そのときにこのスクリーニングという分類は何もここでは機能してないということ、我々にとって。ですから、中身を万が一入れ替えてでも、我々が使いやすいような、将来JICAに使うようなものに改めていったほうが、初期段階のスクリーニングは重要な段階ですから。もちろん様式は残していただきたいと思いますが。

田中委員：

非公開というか非公式ですか、それでこの審査会のメンバーの方と、将来もし経産省の採択する委員の人たちがお話しするときも、こういったちゃんとしたドキュメントを使って議論すれば、そこは非常に話がきちんとしたものになると思うんですね。何もなくて言い合っても、これはなかなかうまくいきませんが。せつかくJICAも、これ、使ってますし。日本のODA全体がこれで動いてるわけですから、そういうふうにしたほうがよろしいかと思います。

高梨委員：

2番目の「情報公開」というのは、これは必ず採択後にやってるんですか。

村上機械・環境産業部インフラ・プラントビジネス支援課長：

やっています。

高梨委員：

スクリーニング結果も明示してるんですか。

村上課長：

はい。この結果というのは、環境影響ある、なしという部分だけですね。

高梨委員：

さっき言った、ステークホルダー協議をしてるとか。

村上課長：

中身に入ったら、公開はしてないですね。あくまで結果。これは環境影響があるかないかというところのスクリーニングという理解でおりますので、それがああるかないかという判断の結果を報告してます。

村山座長：

一つ前に戻りますけど、スクリーニングの部分はもう位置付けが変わってしまうので、採択のためのスクリーニングではなくて、その後の調査及び確認のためのスクリーニングですね。

田中委員：

そうすると、今議論してた採択のためのスクリーニングというのは、どの辺に今度は関わってくる話になるんですかね。

村山座長：

現状で言うと、もうガイドラインには反映できないですね。

佐々木主幹：

すいません、村上課長、2007年、これ、議論されてたときに、直接受託だったわけですけど、そのときのジェットロの案件採択に関するスタンスというか、スタンスじゃない、ごめんなさい、位置付け。ジェットロが選べたという言い方はちょっと平たい言い方ですけども、それはできない？

村上課長：

いや、我々だけではやらないです。

佐々木主幹：

もちろんできないんですけども、かなり関与できた？

村上課長：

関与というか、そういう意見は言えていましたね。

佐々木主幹：

つまり、今とは全然違うわけですね。

村上課長：

ええ。そうです。

佐々木主幹：

だからやっぱり、書かれたときの前提、このときは、案件採択にかなり関与できるというスタンスで、これ、書かれていますよね。

村上課長：

というか、スクリーニングってそもそも、このジェットロの環境社会配慮ガイドラインに則って調査が行われるかどうかというところを判断して、言うためにつくってたと思ってまして、その採択は全然別の……。

佐々木主幹：

次元が違います。別な話。

村上課長：

個別提案書に書いてる内容をもって、多分、判断していて。これはジェットロがガイドラインに則ってやるかどうかを判断するためのスクリーニングだったというふうに理解してま

作本審査役：

影響ある、なしがわかればいいと？

村上課長：

そうです。

作本審査役：

だけど、裏を返せば、基本的に「ある」としてけれなければ、調査の必要なしということになっちゃいますから、「ある」という、そういうことで、機能してないということ。

村山座長：

その影響があるというものの中で、もう一つカテゴリーをつくったほうがいいという話になってると思うんですが。具体的には、環境社会配慮に関する既存の調査があるものというのが一つの考え方ですか。それぐらいでいいですかね。

村上課長：

これは、採択に関わる情報をここに盛り込むという、そういう話なんですか。いわゆる、ここに、スクリーニングに書かれた内容も、採択の参考にする？

村山座長：

いや、採択には私はジェットロは関われないという理解をしてるので、採択されたものについての後の手続きを精緻化するために、もう一つカテゴリーをつくるという意味合いです。中には必要に応じてやるとかというような表現が出てくるんですけど、その辺りは多分、分かれていって、必要に応じてではなくて必ずやってもらうとか、そういうかたちになるのかなという気がしてるんですけど。

作本審査役：

今のお話なんですが、私はありがたいと思ってるんですね。影響がないもの、これは、数は少ないというか、これはもうアセス手続きにおける第3種事業と同じで、はっきり言って、対象外と。影響があるものというだけで、我々は何も議論の足しにもならないというところで、今つまずいてると思うんですよ。そこに、さっき言った予備的、補完的なもの、熟度を噛ませていい議論が、このスクリーニングなのかどうかということが、私、ちょっとよくわかんないですね。ただ、ここからすでに内向きの、報告書をより良くするためのスクリーニングの工程だというふうに、私は捉えたいと思ってるんですけども。

村山座長：

内向きというのは、ジェットロの……。

作本審査役：

中で。採択委員会と議論を一緒にすると、本来は向こうでやるべきことなんですね。孫請けの段階で、こんなことに口出せないのはわかってるけど、ジェットロとしては、きちんとスタンスだけは固めたいと。

原科委員長：

調査内容についてだもんね。

作本審査役：

ええ。調査内容を通して、我々は。

村山座長：

それはガイドラインに反映できるんですね。

作本審査役：

したいんですよね。じゃなきゃ、今のようなガイドラインになっちゃいますから。

村山座長：

じゃあ、「スクリーニング」については、とりあえず、既存調査があるというものを、もう一つカテゴリーに加える、という方向でいいですか。多分、ほかにもありそうな気がしますが。

原科委員長：

影響があると考えられるものと、ないもの、間に既存調査あるものか。

作本審査役：

あんまり、これ、数増やすよりは、あるものは、さらに簡単に、AかBか分けるとか。本当に誰が見ても一目瞭然で、先ほど、田中さんがおっしゃったような、スクリーニング様式を見た途端にわかるかのような、そのような判断基準のほうが、よろしいかと思うんですね。補足というのが一番難しいですよ。補足調査がある場合に、本当に補足なのかどうかという、何年にどうする、時間的な補足なのか、空間的な補足なのか、全くわかんないですね、新しい環境影響の項目かもしれないし。その辺りは難しいんで。

村上課長：

そういう項目はあるので、個別提案書の中に、すでに既存調査のあるかなしかというのは聞いてますので、あえて、スクリーニングで同じことを聞かなくてもいいような気がしますけど。

松本委員：

ただ、その後の手続きが変わるということです。こちらのチェックの手続きが変わる。見る項目がという意味ですよ。

村上課長：

あくまでジェットロ側で使うという。

作本審査役：

報告書のつくり方で、今度、事業者の方に、指導するやり方が変わってくるという。

松本委員：

村山先生のあれに、あえて考えるための議論でいくと、調査はあるけど、調査の段階で影響がないとわかっているものと、調査はしていないけれど、影響が大きいことがわかっているものという、このクロス関係がありますよね。調査のある、なしで見ると、調査はないけど、もはや立地もわかっていて、影響が大きそうだとわかっているものは、そのスクリーニングでいくと、実を言うと、弱いスクリーニング対象になる、というふうになっちゃいますよね。そこをどう考えるか、だとは思いますが。

村山座長：

そうなんです。調査やってないけども、場所もしっかりしていて、影響も……。

松本委員：

影響は、だいたい予想が付きそうだというやつもありますのでね。

村山座長：

というのは、あり得ますよね。

作本審査役：

そこは一番わかりやすいんじゃないかと思うんですね。サイトが特定されているか。明らかに特定されてるか、そうでないかと。

原科委員長：

それは、環境社会影響があると考えられるもので？

松本委員：

通常、これなら、あるよねというものを、調査がまだないから、例えば EIA がいないから、カテゴリーとしては、その一歩前の段階でやるというふうにはならないだろうなと思うんです。

高梨委員：

今までは「ある」という場合だったら、これは後ろのほうの調査における配慮事項をしっかりと守ってもらおう。

作本審査役：

やってくださいという項目をきちんと、見てみてくださいよと。ない場合には「ない」と書いてくださいというところ。

高梨委員：

昔、僕らもやっぱり予備調査というのをやってた時代、年間 200 件も 300 件もやった時代があるんですけども、そのときはやっぱり計画書をもらってチェックして。大事なのは、最初に民間と会ったときに、そういうチェックをしっかりとやることだと思うんですね。EIA、ありますと。ジャストだから、あるいは読まれましたかと。そこでしっかりとやって、十分じゃないと思うものは、そこは環境配慮の内容を入れてくださいと。それでも直るんだろうと思うんですね。それは経産省が選ぶ、選ばないという段階の後で、いよいよ採択を、ジェットロさんのを受けますという段階になったとき、そこをしっかりとやったら、ずいぶん変わるんじゃないかと。

作本審査役：

そうですね。そのときの参考資料として、うちでもやってますし、JICA さんとか JBIC さんで使ってる、例えば発電所だったら、どういう項目がかかってくるという一覧表あるわけですから、やる気になれば、十分できる場所ですね。にも関わらず、スクリーニング様式の段階では、チェック項目があまりに少なかったり、まだ入り口だということがありますけども、配慮の入り口で、まず軽いという言葉、気がします。

村山座長：

後ろのほうで、「必要に応じ」ということが少なからず出てくるんですね。

作本審査役：

それも場合によっては、除いてもらったらいいですね。

村山座長：

ただ、その熟度が高いと判断されるカテゴリーについては、「必要に応じて」を外して、必ずやってもらおうと。例えば環境社会配慮の専門家を派遣するというのも「必要に応じ」ですから。

作本審査役：

それは必ず一人付けるということで、条件付けられてますよね、今。経験のある人を付けると。

村山座長：

あるいは、地域に詳しい個人や団体から情報収集も、「必要に応じ」なんですよ。そういうところを、少し区分けできればいいのかな、という気がしてるんですけどね。

作本審査役：

今のガイドラインの報道ぶりは、サイトの指定というのは、ステークホルダーとのヒアリング調査、その深さに関わるように仕組みができてますよね。じゃなくて、サイトの指定をもうちょっと前面に出して、そこでこの調査の深さを入り口で決めちゃって、それを我々流の熟度というように読み替えられないかなというのは、さっき僕、松本さんのお話聞いて、一番わかりやすいし、いいんじゃないかと。ただ、補足調査とか何か入れると、そこはもう判断が曖昧になってくるから難しいんだと。右側には出てますけどね。

松本委員：

「補足調査」が入ってる？

作本審査役：

補足調査を一つのものさしに使うと、それはもう、どこからというのは、さっきの、どこからが補足になるのか。時間的な、空間的な、そんな新しい電磁波の項目が入ったとか、そんなことになるかと……。

松本委員：

そこでおっしゃりたいのは、既存の調査のある、なしは、あんまり判断材料にならないということがおっしゃりたいんですか。

作本審査役：

それも空間的に見たら、全く別、行われてるけど、重複で追加するからというの、ありますよね。市街化区域を……。

松本委員：

いやいや、確認したいのは、作本さんが今、補足の話をしてるのは、調査がすでにある、なしでは判断がしづらいから、むしろ立地がわかっている、そっちのほうがいいということですね、つまり。

作本審査役：

そっちのほうのものさしを使えないかと。ものさしを利用できないかと。

松本委員：

結局、やっぱり 2 つの議論が今存在しているということですね。それを確認したかったんです。

村山座長：

両方では問題ですか。

松本委員：

それはクロスになるんです。

作本審査役：

クロスだと、掛け合わせると……。

村山座長：

いや、掛け合わせではなくて……。

作本審査役：

A マイナス……。

原科委員長：

A or B。どっちかです。補足調査をやるか、サイトが決まってるか。

作本審査役：

簡単なほうが。結果的には、より細かい調査を原則のほうに持っていくような。あんまり分類を細かくすると、そこでもう、また判定のところで押し問答ばかりが出て。

村山座長：

なんか、両方あるような気がしますけどね。

作本審査役：

僕らが「あなたは A ですよ」と言うんじゃなくて、企業の人たちがすぐ見て、「私のほうは A か」とすぐに認識できるような基準にしておきたいんですね。我々から面接でもってやっ

てから、それから「言われてみたら、何かよくわかんないけど、Aだと言われた」と。それじゃあ、もう遅すぎるんですよ。

村山座長：

それは、でも、ジェットロのほうがやるべきじゃないですか。

高梨委員：

僕もそう思いますね。

作本審査役：

そういうやり取り、だって、やる機会……。

村山座長：

もちろん、わかりやすい判断基準はあったほうがいいと思いますけど。

作本審査役：

応答できるような機会が、今の書式の中にはないわけですし、実際、海外出張出るときに聞いたところで、もう枠組みはできちゃってるわけですね。担当の人、調査担当は決まっちゃってるし。

村山座長：

ただ、そういう意味では、調査があるかどうかというのは、あんまり議論には…という気がしますけど。それを外したほうが、余計、暴走的ですよ。

原科委員長：

厳密となればね。

高梨委員：

そこを素通りしちゃってるというのが、今の経産省ですよ。ジェットロさんの間での、もうちょっと、僕はちゃんとしたほうがいいと思うんですね。採択したけども、実施のほうはジェットロさんに任せますと。だから、もし、この案件で補足的にメンバーの選定とかあるのであれば、しっかり企業側に言ってくださいと。要するに質を確保するためには、ジェットロがそれを責任を負ってるんで、そこは言っただいていいですというのを、やっぱりしっかりアグリーメント取っておくべきだと思うんですね。

作本審査役：

そうですね。そういう意味では、ここだけは押さえてくださいという METI からの指示があると、やりやすいですね。ガイドライン、「ジェットロさんが環境社会配慮をしっかりやっていると聞いているから、ガイドラインまでつくってるんですね。だったら、そのやり方をもとに、さらに良い報告書をつくってください」とひとこと言ってくれば、それで私はやりやすいなど。

村上課長：

個別提案書の中に調査実施体制を書くところがあって、そこには必ず環境社会の分析担当の配置は必須だと言ってますので、そこは我々がチェックする段階でも、誰が担当で、どういう人がなってるかというのは、確認することは、実はやっています。

高梨委員：

だから、それを JICA とジェットロさんにうけたときに、経産省からひとこと、企業側に言わせるんですよ。皆さんの提案に基づいて、これからは、ジェットロさんのほうで内容的な調査の実行について協議してもらいますと。その際は計画書に基づいて、十分でない場合には、ジェットロさんのほうから内容についてのアドバイスがあるかもしれないと。そこはジェットロとよく協議していただきたいというのをひとこと言えば、民間側も……。

作本審査役：

そこをもし超えられたら、一番の峠の部分です。指揮系統がはっきりしますんで。

高梨委員：

それこそ僕は、ジェットロにそこをやるべきだと思うんですね。ジェットロと経産省と協議して。

松本委員：

でも、村山さん、今の現行のガイドラインの 2 の (3) の「調査の手続き及び方法」の (3) 「調査実施段階」の 2 ポツ目の小さなポツに、「調査の実施者は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し」云々とありますけど、これは「必要に応じ」じゃなくて、「すべて派遣して」と。

作本審査役：

でも、実際はそうしてますけどね、もう。すべての事業で必ず付いてる。

村上課長：

配置は必須として、今はやっていますね。

松本委員：

これはもう今や「必要に応じて」はないということですね、現実には。

村山座長：

でも、実態的にそうになってましたっけ。

松本委員：

報告書の中ではね。

村山座長：

何か抜けてるものがあったような気がしますけど。

松本委員：

ありましたね、そういえば。我々の意見書の中に、それ、書いてありますね、確か。派遣されてないというのがあったような気がしますけど。

高梨委員：

だから、あんまり僕らのこと言うとあれだ。そこは調査団の編成とあれ、しっかり見たほうがいいですよ。だからやっぱりその辺、ジェットロさんの審査が甘いというところがあるからね。アサインしてますと。だから僕らだったら、どういうことですかということ。

村上課長：

派遣してるかどうかのチェックというか、そこは配置としてはあって、一応、人件費も請求されてるんだと思うんですけど、そこも請求されてるか否かのところは、我々は見なくて。

原科委員長：

配置と派遣はちょっと違うんですね。

村上課長：

我々は見なくて、我々はあくまでアウトプットだけを見てる。

松本委員：

配置だけかもしれないですね。

原科委員長：

配置だけかもね。「必要に応じて」、派遣は必要だからね。

高梨委員：

だから実施にあたっては、JICA とジェットロさんが協議をすると、受託者と。こういうチーム編成ですと言ったときは、ジェットロさんともう一度協議して、過不足あるか。

作本審査役：

チーム編成は決まっちゃってるんですよね、最後の段階では。

高梨委員：

決まってるけど、内容的なあれでね。

村上課長：

そうですね。内容的に。

高梨委員：

例えば、環境社会配慮、やっぱりこれはもう一人増やすなり、こっちの人と兼務にしたりとか、あるいは調査内容で、これ、どうも絞り込まれてるようだから、もうちょっとこの周辺であれば、やられていただけますかという、ジェットロさんのイニシアチブが求められてるんだと思うんです。

作本審査役：

今の現状から見ますと、公害防止に強い方が、だいたい技術系の方、おられるんですけど、途上国の社会経済、その辺りの配慮の入り口ですよ。その辺りのことを、紹介として書くのを、不得手な方が選ばれてるような気がしますけど。

村山座長：

すいません。ちょっともうそろそろ時間なので、少なくともスクリーニングの段階については 3 段階に分けて、熟度が高いものについては、カテゴリーをもう一つ付け加えると。内容的には既存調査があるか、あるいはサイトが特定されてると。ちょっと文言はまた後で考える。そういうものでよろしいですか。

原科委員長：

サイトも一回つくるとのことね。

松本委員：

それが一つの新しいカテゴリーですね。

村山座長：

ABCになるかどうかはわかりませんが、そういうかたちで。(1)の「調査の実施手続き」のところにある「情報公開」と「フォローアップ」については、これは特に変更なくていいですかね。ということであれば、(1)までは取りあえずご覧いただいたということで。ということで、もう12時になってしまいますので、ここまでということになりますが、よろしいでしょうか。まだ結構……。

原科委員長：

結構、大変だなこれは。ちょっと経産省と少しやり取りしてみたほうがいいかもしれないね。3番とかわかんないし。

村山座長：

それでは、次回、決めましょうか。

(日程調整)

村山座長：

では、次回は6月28日・金曜日、午前10時からということで、よろしくお願ひします。どうもありがとうございました。//////////<終了>//////////